

令和7年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和7年6月5日（第1日）

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君  
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君  
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君  
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君  
13番 鈴木 豊君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	社会福祉課長	長田 孝代君
健康増進課長	藤曲 喜久君	農業振興課長	安部 将彦君
都市整備課長	遠山 洋行君	建設課長	山口 幸治君
生涯学習課長	金子 節郎君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長 杉山 則行君 議会事務局書記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君

散 会 午前11時08分

(議 事 日 程)

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  | 会期の決定  |
| 日程第 3  | 町長提案説明   |
| 日程第 4  | 報告第 1 号 令和 6 年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について                                      |
| 日程第 5  | 報告第 2 号 令和 6 年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について                                    |
| 日程第 6  | 報告第 3 号 令和 6 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について                       |
| 日程第 7  | 報告第 4 号 令和 6 年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について                                  |
| 日程第 8  | 議案第 48 号 財産の取得について (令和 7 年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業) |
| 日程第 9  | 議案第 49 号 工事請負契約の締結について (令和 7 年度 地域連携道路事業 町道 3984 号線道路改良舗装工事)                 |
| 日程第 10 | 議案第 50 号 工事請負契約 (変更) の締結について (令和 6 年度 道路メンテナンス事業 町道 2181 号線 (向田橋) 橋梁補修工事)    |
| 日程第 11 | 議案第 51 号 町道路線の認定について   |
| 日程第 12 | 議案第 52 号 小山町豊門公園の指定管理者の指定について  |
| 日程第 13 | 議案第 53 号 小山町健康寿命を延ばそう条例の制定について   |
| 日程第 14 | 議案第 54 号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 15 | 議案第 55 号 令和 7 年度小山町一般会計補正予算 (第 1 号)  |

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（鈴木 豊君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和7年第3回小山町議会6月定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配布しましたとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、1番 平野正紀君、2番 池谷 元君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木 豊君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配布してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（鈴木 豊君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第1号から議案第55号までの12議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） おはようございます。令和7年第3回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、令和6年度繰越計算書の報告4件、財産の取得1件、工事請負契約の新規の締結1件、変更の締結1件、町道路線の認定1件、指定管理者の指定1件、条例の制定1件、一部改正1件、補正予算1件の合計12件であります。

初めに、報告第1号 令和6年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、町道3975号線外1道路整備事業（用沢工区）ほか2件の継続事業につきまして、令和6年度事業費の未執行額を逡次繰越しし、令和7年度の事業と併せて執行するもので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 令和6年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和6年小山町議会9月定例会、12月定例会及び本年3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました旧すばしりこども園解体事業ほか15事業につきまして、令和7年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました物件・移転補償事業につきまして、令和7年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 令和6年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、原向減圧槽用地購入に要する土地について地権者の相続手続に不測の日時が生じたことにより、年度内に事業を完了することができなかつたことから、令和7年度へ繰越しをいたしましたので、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、議案第48号 財産の取得についてであります。

本案は、令和7年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業のデジタル戸別受信機を購入するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和7年度 地域連携道路事業 町道3984号線道路改良舗装工事の請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和6年度 道路メンテナンス事業 町道2181号線（向田橋）橋梁補修工事の変更請

負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号 町道路線の認定についてであります。

本案は、寄附行為に伴い整備する道路を町道として認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 小山町豊門公園の指定管理者の指定についてであります。

小山町豊門公園の指定管理者を合同会社ピーシーズに指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号 小山町健康寿命を延ばそう条例の制定についてであります。

本案は、健康寿命の延伸に関する施策の基本理念を定め、「日本一健康文化都市・おやま」を目指し、健康長寿社会の実現に寄与するために、条例を制定するものであります。

次に、議案第54号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町農村公園の使用料を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,331万3,000円を追加し、予算の総額を149億2,331万3,000円とするとともに、債務負担行為の追加をするものであります。

なお、各議案の審議に際し、担当部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

---

日程第4 報告第1号 令和6年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第2号 令和6年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第3号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第4号 令和6年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について

○議長（鈴木 豊君） 次に、日程第4 報告第1号から日程第7 報告第4号までの予算の繰越しに係る報告案件4件については、一括議題といたします。

それでは、初めに、報告第1号 令和6年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第2号 令和6年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての2件について報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 報告第1号 令和6年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案書は2ページを御覧ください。

令和6年度に継続費を設定している事業は3件であります。

まず、平成28年度から令和9年度までの12か年で設定している町道3975号線外1道路整備事業(用沢工区)は、執行残の4,167万1,000円余を令和7年度に逡次繰越いたします。

次に、令和6年度から令和9年度までの4か年で設定している(仮称)小山スマートインターチェンジ整備事業と令和5年度から令和8年度までの4か年で設定している消防庁舎整備事業は、逡次繰越しする額はあります。

以上、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号 令和6年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案書は4ページを御覧ください。

本件は、令和6年小山町議会9月定例会、12月定例会及び本年3月定例会におきまして、小山町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました16件の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

計算書の左から4列目の金額が、補正により繰越明許費の設定した金額で、その横、翌年度繰越額が、令和7年度に繰り越す確定額となります。

計算書の1行目、旧すばしりこども園解体事業5,002万円をはじめ、ほか15事業、合計で7億5,012万1,000円を令和7年度へ繰越しするものであります。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 次に、報告第3号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 報告第3号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は7ページを御覧ください。

本件は、本年3月の小山町議会定例会におきまして、繰越明許費の設定の議決をいただきました1件につきまして、繰越額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、小山町議会に報告するものであります。

繰越額ですが、物件・移転補償の506万2,000円を令和7年度へ繰り越すものであります。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 次に、報告第4号 令和6年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(清水良久君) 報告第4号 令和6年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は9ページを御覧ください。

本件は、原向減圧槽用地購入388万5,000円を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越し

をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

繰越しの主な理由であります。地権者の土地相続手続に不測の日時が生じたことにより、用地取得に至らなかったことによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 部長の報告は終わりました。報告第1号の継続費繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第145条第1項、報告第2号、報告第3号の繰越明許費繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第146条第2項、報告第4号の繰越計算書の報告は、地方公営企業法第26条第3項のそれぞれの規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第8 議案第48号 財産の取得について（令和7年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）

○議長（鈴木 豊君） 日程第8 議案第48号 財産の取得について（令和7年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長（高村良文君） 議案第48号 財産の取得についてであります。

議案書は11ページとなります。

本案は、令和7年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業によるデジタル戸別受信機の購入であり、地方自治法第96条第1項第8号及び小山町条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要であります。令和2年度から開始いたしました小山町防災行政無線固定系設備のデジタル化整備事業に伴い、本年度は須走自衛隊官舎に整備するため、500台のデジタル戸別受信機を購入するものであります。

購入に際し、先月27日に5事業者による指名競争入札を執行したところ、平野電気有限会社が2,075万円で落札決定し、消費税相当額207万5,000円を加えた2,282万5,000円で売買契約を締結するものであります。

なお、納入完了予定期日は、来年3月16日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第49号 工事請負契約の締結について(令和7年度 地域連携道路事業 町道3984号線道路改良舗装工事)

○議長(鈴木 豊君) 日程第9 議案第49号 工事請負契約の締結について(令和7年度 地域連携道路事業 町道3984号線道路改良舗装工事)を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(清水良久君) 議案第49号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は12ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度 地域連携道路事業 町道3984号線道路改良舗装工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、小山町大御神地内に計画する新東名(仮称)小山スマートインターチェンジに接続する町道3984号線の道路改良舗装工事を施工するもので、施工延長は153.4メートルであります。

工事の主な内容は、道路土工一式、側溝工223メートル、舗装工958平方メートル、コンクリートブロック積工180平方メートルであります。

工事入札は、去る5月27日に町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、白幸産業株式会社が4,960万円で落札決定し、消費税相当額496万円を加え、5,456万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和8年3月18日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第50号 工事請負契約(変更)の締結について(令和6年度 道路メンテナンス

事業 町道2181号線（向田橋）橋梁補修工事）

○議長（鈴木 豊君） 日程第10 議案第50号 工事請負契約（変更）の締結について（令和6年度 道路メンテナンス事業 町道2181号線（向田橋）橋梁補修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第50号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は14ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和6年度 道路メンテナンス事業 町道2181号線（向田橋）橋梁補修工事について、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、橋梁支承部取替え時の油圧ジャッキによる橋桁の上下作業について、現地精査の結果、施工の安全性を確保するため作業箇所を追加する必要性が生じ、当初の1か所から6か所に変更するものであります。

変更による増額は442万2,000円で、総額6,888万2,000円となり、うち消費税相当額は626万2,000円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和7年6月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第51号 町道路線の認定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第11 議案第51号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第51号 町道路線の認定についてであります。

議案書は16ページからとなります。

本案は、道路法第8条第1項に規定する町道路線の認定をしようとするため、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

それでは、詳細について説明いたします。

議案書17ページを御覧ください。

認定する小山町棚頭地先の町道5072号線は、周辺住民の交通利便性及び安全性の向上を目的とした寄附行為を受けて整備する道路で、町道一色中日向線に接続させ、路線延長は約45.7メートルであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第12 議案第52号 小山町豊門公園の指定管理者の指定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第12 議案第52号 小山町豊門公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第52号 小山町豊門公園の指定管理者の指定についてであります。

議案書は20ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を、指定管理者の候補者であります合同会社ピーシイズに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

提案の指定管理者となる団体につきましては、本年5月20日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、施設の管理、自主事業に係る事業計画及び収支予算などについて、施設の設置目的を最大限達成し、利用者の利便性及び満足度の向上や地域の活力を積極的に活用した内容となっているかなどを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、歴史と文化、良好なロケーションを活かした質の高いサービスや、施設の適正管理及び地域振興の拡大に寄与する取組など、公園の魅力と利用者の満足度の向上が期待できることから、合同会社ピーシイズを指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理期間は、令和7年10月1日から令和12年3月31日までの4年6か月間となります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 私は議案第52号に関して少しお聞きしたいと思いますが、これは第55号と関係があるわけですが、この委託料、それから業務の範囲等を考えたときに、この後の第55号では債務負担行為で4年間で980万円払いますという予算立てになっていますが、先日の全員協議会の席では、年間500万円ぐらいを想定しているというお話もありました。それに対して今回、今説明があったように、公園全体の機能を活かすとか、管理運営ですよね。管理だけでなく運営も含めてやるのに、果たして4年間で980万円で管理運営ができるのかということが、一つ大きな疑問を持つわけであります。

やはり安ければいいということではなくて、この企業が企業として成り立つだけの契約額でないといけないという面もあるわけですので、今想定している管理運営の姿、こういうことを目指しているという説明はありましたけれども、この後の債務負担行為の額からいって本当に成り立ち得るのか、確認のため教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 牧野議員にお答えいたします。

指定管理料の金額が適正かについてでございますが、議員御指摘のとおり、5月の全員協議会において、指定管理料については、人件費を除く維持管理費相当額として、年間500万円を上限に公募をかけている旨を御説明させていただきました。

その後、実際に事業者から提案のあった金額については、今回補正予算において、令和8年度から令和11年度の4年間の債務負担行為の設定額980万円に、今年度10月からの半年分の金額250万円を加えて、合計で1,230万円という提案でございました。これについては、町の見込額に比べて約1,000万円ほど安価な金額となっております。

提案金額の内容につきましては、現在、町が実施しております維持管理の内容を見込んだ上で、不足する額については、自主事業の収益を増やすということで賄う計画となっております。

自主事業については、現在トライアル事業等で実施しているカフェやラウンジのほか、各種事業に加え、新規事業として様々な事業も予定されており、これらにより十分実施可能との考えで、この内容も含めて選定委員会において選定されたものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第53号 小山町健康寿命を延ばそう条例の制定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第13 議案第53号 小山町健康寿命を延ばそう条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第53号 小山町健康寿命を延ばそう条例の制定についてであります。

議案書は21ページからであります。

この条例は、「日本一健康文化都市・おやま」を目指し、保健施策に関する基本理念や、町、町民等の役割を定め、それぞれが協働して取り組むことで、町民の健康水準の向上を図り、健康長寿社会の実現に寄与することを目的として制定するものであります。

それでは、内容について順次説明をいたします。

22ページを御覧ください。

本条例は、12か条から構成されております。

初めに、第1条では、先ほど説明いたしました条例の目的を定め、第2条では、町の保健施策が目指すもの、取り組むことを基本理念として定めております。

第3条では、町の役割を、第4条から第7条までは、本条例の目的を達成するために、町民、町内事業者、地域団体、保健医療機関のそれぞれの役割について定めております。

第8条では、保健施策を総合的かつ計画的に行うための基本事項について定めております。

第9条では、本条例の目的を総合的かつ計画的に推進するため、町の保健計画について定めております。

第10条では、財政上の措置を、第11条では、町民等の意見を反映させる措置を、第12条では、委任行為について定めております。

なお、附則で、本条例の施行日は、おやま健康フェスタの開催日に合わせ、令和7年9月13日としております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（石原和美君） 具体的な目標値を設定する御予定はありますでしょうか。また、今後、施策の進捗をどのように評価される御予定でしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の具体的な数値目標についてでございますけれども、こちらは条例でありまして、あくまでも理念条例でありますので、目標と言われますと、例えばこの条例の中でも言っております保健計画、小山町の保健計画に定めているそれぞれの目標がありますので、そちらの方が目標値になるのかなと考えます。

2点目の進捗具合の評価につきましても、これについても、小山町の健康づくり推進協議会、健推協というのがありますので、そちらの方で内容について、進捗管理についてはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第14 議案第54号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第14 議案第54号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（岩田幸生君） 議案第54号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は25ページからであります。

本案は、持続可能な施設運営の実現と利用者のサービス向上を図るため、足柄ふれあい公園のバーベキューガーデンの使用料について、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表3ページ、4ページをお開きください。

改正の内容は、使用時間を現在10時から16時としているところを、改正後は夜間利用も可能となるよう、10時から14時30分、15時30分から20時までの2部制とし、また、時間区分当たり1卓の使用料を同額とし、一般1人1,000円、小・中学生1人500円とするものであります。

また、条例の施行日は、周知期間を必要とすることから、令和7年8月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第15 議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第1号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第15 議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(長田忠典君) 議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,331万3,000円を追加し、予算の総額を149億2,331万3,000円とするものであります。

初めに、債務負担行為の補正について御説明いたします。

補正予算書の5ページをお開きください。

豊門公園指定管理業務について、本年10月から5年間、指定管理者制度により管理することから、令和7年度予算については現年度予算で対応し、令和8年度から980万円を限度額として債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開きください。

16款2項2目民生費国庫補助金を35万7,000円増額しますのは、障害者福祉システムを更新する費用の2分の1が国から補助されるものであります。

同じく2項9目新しい地方経済・生活環境創生交付金を2,100万円増額しますのは、ふるさと納税自動販売機7台分の導入費用の2分の1を交付金として見込むものであります。

同じページ、19款1項寄附金95万6,000円増額しますのは、綱山五徳会様及び個人の方から御寄附をいただくものであります。内訳は、3目民生費寄附金が21万5,000円、5目教育費寄附金が74万1,000円で、きたごうこども園、北郷小学校及び北郷中学校の消耗品購入、部活動地域移行活動に充当するものであります。

次に、8ページ、20款2項3目須走地域振興事業基金繰入金を9,000万円増額、同じく4目総合計画推進基金繰入金を6,900万円減額しますのは、須走地区診療所等整備事業へ、当初財源としていた総合計画推進基金から須走地域振興事業基金へ財源を組み替えるとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用したふるさと納税自動販売機導入事業費用の2分の1を総合計画

推進基金から繰り入れるものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

2款7項1目企画渉外総務費、説明欄（6）ふるさと振興事業費を4,200万円増額しますのは、歳入で御説明した新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用したふるさと納税自動販売機7台分の導入委託料であります。

御協力いただけるゴルフ場に自動販売機を設置し、その場にてふるさと納税をしていただき、ふるさと納税の増額につなげてまいります。

次に、3款1項2目障害者福祉費、説明欄（2）障害福祉総務費を71万5,000円増額しますのは、歳入で御説明しました障害者福祉システムを更新する委託料であります。

最後に、11ページ、12款1項1目予備費を55万9,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（平野正紀君） 予算書の9ページ、歳出、2款7項1目12節、説明欄（6）ふるさと納税自動販売機導入事業4,200万円の増額についてです。

2点ほどお伺いいたします。

まず、事業の趣旨については理解できるところでございますが、この支出については、既に予算づけされておりますまちづくり公社への事務委託費2億円の中から支出するものではないかと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

次に、本年度のふるさと寄附金の予算は10億円、そのうち返礼品に3割相当の3億円、先ほどの事務委託料に2割相当の2億円、合わせて制度上限の5億円が既に予算計上されています。この4,200万円の増額となりますと、寄附金募集に要した経費の50%以下とする、いわゆる5割ルールに抵触するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 平野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、初めに、支出の関係ですけれども、ふるさと納税の事務委託につきましては、まちづくり公社へ主に寄附受領書の発送ですとか、ワンストップ特例申請の受付、そしてポータルサイトの運用、また返礼品の発送などとなります。

今回の導入につきましては、寄附をいただいている町としての設備投資ということになりますので、事務委託費の2億円とは別で支出をいたします。

次に、5割のルールですけれども、ふるさと納税の募集に要する費用につきましては、寄附金

額の5割以下とされておりまして、この募集に要する費用の中には、返礼品やまちづくり公社に委託している事務費用とともに、今回導入予定のふるさと納税自動販売機に係る経費も含まれることとされております。

今回の補正予算におきましては、ふるさと納税の自動販売機を導入する予定ではありますけれども、この自動販売機を導入することによりまして、ふるさと納税の寄附金額の増加を見込んでいるところであり、こうした増加する寄附金額によりまして経費を吸収していく予定でございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（平野正紀君） 改めまして、質問させていただきます。

そうなりますと、先ほど申し上げました、いわゆる5割ルールを超えることとなりますから、予算上のことではございますが、歳入のふるさと寄附金の予算額10億円についても歳出に比例して今回の補正予算で増額する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 平野議員のただいまの御質問ですけれども、予算計上については、今後の状況を見極めながら、歳入の予算において補正予算で対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 同じく、ふるさと納税自動販売機導入事業について、お尋ねをいたします。

1点目は、この事業の仕組みそのものがちょっと分かりにくいということです。販売機導入事業とは言いながらも、財産購入ではなくて委託料となっているわけです。何をどのように委託するのか。今回の4,200万円というのは、今年度限りの支出なのか、あるいは毎年必要な経費なのかということが1点。

それから、もともと株式会社をつくったのは、こういう何ていいますか、取組、アイデアを株式会社に期待をしてつくったわけですね。それなのに、町が税金を出してこれをやるというのは、そもそもの町の当初方針と違うのではないかということが2点目です。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 牧野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、初めに、事業の仕組みが委託料となっていることですが、ふるさと納税の自動販売機の導入につきましては、ふるさと納税の返礼品などにつきまして、自動販売機の中のシステムを小山町仕様のシステム改修をした上で導入する自動販売機ということですので、購入費用ではなく委託料としてございます。

そして、二つ目の小山町の方針との整合性のところですが、まず、ふるさと納税につき

ましては、実施主体は町であるということと、寄附をいただいているところがございますので、その上で、まちづくり公社に対しては、先ほど平野議員の質問でもお答えしましたが、事務の一部を委託しております。受領書の発送、ポータルサイトの運用、返礼品の発送などになります。

今回の補正予算による自動販売機の導入は、町がふるさと納税による寄附金額増加を目指して行うもので、設備投資の趣旨ということで実施するものでございます。

あと一つ、今回委託料として設置をするわけですが、設置については、今年度だけの費用となります。来年度以降は、この自動販売機というのがポータルサイトの役割をしますので、毎年手数料として、楽天とか、ふるさとチョイスのような形で、ポータルサイトとしての意味合いで、手数料として約10%ぐらいの費用は経費としてかかっていきます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） このように税金からふるさと納税関係で出すことは今後もあるというようにお話ですよ。そうすると、じゃあ業務のすみ分けみたいなのが、どこにそのラインが引けているのか。今回4,200万円だけではなくて、今後も同様なことがあった場合には税金から払いますよというふうに聞こえました。その辺で、2,000万円出して職員を2人退職させて送り込んで、それでまだ引き続き町も関係しますという、株式会社をつくった理念と全く方向が違うのではないかというふうに思うわけです。その点でもう一度、今後もこういうことがあるというふうなニュアンスで取れましたので、質問をします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど課長の方から、最初説明したとおり、ふるさと納税につきましては、町が主体で進めてさせていただいているところであります。

公社につきまして、牧野議員がおっしゃっているとおり、現在のところ事務委託ということで行っておりますし、まちづくり公社の一番のメインとして、ふるさと納税を基本とした事業をメインとして、公社の方で利益を得て、町に経済の効果を果たすというのが目的となっております。

今回につきまして、一つ御指摘のところでも、考え方としては一つあるとは思いますが、現在のところ、まちづくり公社も立ち上がったばかりでございます。資本金2,000万円というところで、今現在、公社については始まったばかりでございますので、先ほど言いました考え方として、町として自動販売機については設備投資として、今回交付金も使いながら、総合計画の推進基金を2,100万円充ててはおりますけれども、今後ふるさと納税の寄附が増額するとなれば、ふるさと納税の仕組みの中で町の持ち出しがなくなるのではないかと考えております。

おっしゃるとおり、公社として今後、先ほど言いましたとおり、町としてふるさと納税の寄附額を上げることを目的にもしておりますので、当然公社の方での順調な円滑な事業が進んでいく中であれば、今後ふるさと納税に係る事業に関して、公社の事業としてやっていただくところも

出てくるかと思えます。

説明は以上になります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月10日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午前11時08分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鈴 木 豊

署 名 議 員 平 野 正 紀

署 名 議 員 池 谷 元

令和7年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和7年6月10日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君  
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君  
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君  
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君  
13番 鈴木 豊君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	おやまで暮らそう課長	中澤 芳文君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
社会福祉課長	長田 孝代君	長寿介護課長	野木 雅代君
建設課長	山口 幸治君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長 杉山 則行君 議会事務局書記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君

散 会 午後1時57分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

3番 石原和美君

1. 2市1町共通利用券について
2. 郵送方法のDX化への移行について

1番 平野正紀君

1. 町営温水プール建設についての住民投票の実施を

12番 室伏辰彦君

1. 湯船原工業団地進出企業の従業員の町内居住について

6番 小林千江子君

1. 法定外目的税としての地下水税及び宿泊税の導入検討について

9番 岩田 治和君

1. 民生児童委員の推薦方法と選任について

## 議

## 事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

---

日程第1 一般質問

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順により順次発言を許します。

最初に、3番 石原和美君。

○3番（石原和美君） 皆様、おはようございます。一括質問一括答弁方式で2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目の質問です。

郵送方法のDX化への移行について。最近の物価高騰の影響により、光熱費、委託費、資材費、燃料費等、様々な経費が増加しています。物価高騰が町の財政を圧迫してきている今……。

○議長（鈴木 豊君） 石原君、最初のあれは2市1町の共通利用券の方ですから、質問の方は……。

○3番（石原和美君） 失礼いたしました。まず、1件目の質問です。

2市1町共通利用券について。平成17年度から始まった2市1町共通利用券について伺います。

2市1町広域連携研究会における連携したまちづくりの研究結果の一つとして、各市町の温泉施設の無料利用券の相互利用が始まりました。小山町としては、現在まで高齢者の外出支援の一環として、70歳以上の方々にこの利用券を配布しています。

開始当初の対象施設は温泉施設4か所のみでしたが、その後、パークゴルフ場、クアオルト健康ウォーキング、デマンドバス回数券等が加わり、反対に除かれた施設もあり、現在は8施設等で利用可能となっています。

この2市1町共通利用券について、多くのお声をいただきます。一番多いのは、「もらっても利用する機会がない」「使わないので人にあげている」等、当然、楽しみに待っている方、いっぱい

使っている方もいらっしゃると思いますが、多くの方が届いた利用券を使わないままに、時間が来ればまた次年度の共通利用券が届くというサイクルで今まで進んできております。せっかく郵送料や紙代を使って皆様にお届けしていますので、頂いた方に少しでも喜んでいただけるような運用をと、幾度となく担当課にも御相談をさせていただきました。この利用券は、健康的な生活、自立や介護予防を目的とする外出支援のための取組とのことですが、開始から20年たった今、時代の変化や取り巻く環境も変わりつつあり、新たにこの事業の在り方を検討すべきではないかと考えます。

以上を踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

まず、1点目、2市1町共通利用券の過去3年間の配布数と利用率を伺います。

2点目、本事業にかかる年間費用、また費用対効果について、町はどのように評価されていますでしょうか。

3点目、これまでの利用券配布事業において、利用者の満足度や効果を検証されたことはございますでしょうか。

4点目、利用を辞退される方や、必要ないとのお声が多い一方で、利用券が届くのを楽しみにしている等のお声は届いていますでしょうか。

5点目、皆様からの様々な御意見から、この事業の運用方法を今後改善すべきとお考えでしょうか。

6点目、この利用券が高齢者の外出支援を目的とするとのことですが、70歳以上の方で外出自体が困難な方は使用できず、家族や知り合いの方が使うということになり、本来の目的から外れるという矛盾点についてはいかがでしょうか。

続きまして、2件目の質問です。

郵送方法のDX化への移行について。

最近の物価高騰の影響により、光熱費、委託費、資材費、燃料費等、様々な経費が増加しています。物価高騰が町の財政を圧迫してきている今、知恵と新たな方法で持続可能な財政運営を目指すべきと考えます。

そんな中で、昨年10月より郵便物の利用数減少や燃料費高騰によるコスト上昇のため、郵便料金が値上がりしました。定形郵便が84円から110円に、はがきは63円から85円へ引き上げられ、約3割アップとなりました。人件費などの費用が上昇を続ける現代においては、今後も値上げの可能性が大いに考えられます。

郵送費の値上げをきっかけに、デジタルでの通知を検討している自治体も多く見受けられ、今後の郵送業務にかかる費用、人的コストの上昇を鑑みると、早いうちにデジタル化への移行を目指すべきと考えます。

それらに関して、以下の質問をいたします。

現在、町が町民に対して情報やお知らせなどを通知するために利用している全ての方法はどの

ようなものがございますでしょうか。

2点目、年間で町民に郵送される郵便物の種類別概算件数はどの程度でしょうか。

3点目、現在、郵送費とその関連費用に費やされている金額はおおよそどの程度でしょうか。

4点目、電子通知の導入を広範囲に進める上で、現在課題となっている点や懸念事項はありませんでしょうか。

5点目、町民の通知手段に関する希望や意見を把握するための調査やデータはございますでしょうか。

6点目、コスト削減や効率化の観点から、通知のデジタル化について行政はどのような認識をお持ちでしょうか。また、段階的な電子通知への移行について、行政として検討する用意はございますでしょうか。

7点目、法律で書面での送付が義務づけられているものに関しては、可能であれば封書をはがきに、また封筒の小型化などはお考えでしょうか。

以上、2点について質問をさせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 石原議員にお答えします。

私からは、2市1町共通利用券についてお答えいたします。

初めに、過去3年間の配布数と利用率についてであります。

令和4年度は2万6,718枚配布し、利用率は37.1%、令和5年度は2万6,268枚配布し、利用率は46.5%、令和6年度は2万6,934枚配布し、利用率は46.5%であります。

次に、本事業にかかる年間費用及び費用対効果についてであります。

本事業にかかる年間費用は、2市1町で相互に利用できる各施設への負担金を含め、令和6年度は719万9,118円であります。費用対効果については、本券による外出意欲の向上及び各施設の利用率向上に寄与しており、効果があったと考えております。

次に、利用者の満足度や効果の検証についてであります。

満足度や効果については、毎年利用率を算出して確認しております。

次に、利用券が届くのを楽しみにしているなどの声は届いているかについてであります。

例年、「毎年楽しみにしている」とのお声を頂戴しております。

次に、事業の運用方法を今後改善すべきとの考えはあるかについてであります。

これまで利用者の御意見をいただきながら、パークゴルフ場での利用やコミュニティバス回数券との引き換えなど利用可能施設を拡充し、この事業をよりよいものにするようブラッシュアップを重ねてまいりました。今後もさらに多くの方に利用していただけるよう、町内施設及び御殿場市内の施設と調整しているところであります。

次に、高齢者の外出支援が目的とのことだが、外出自体困難な方は使用できず、家族や知り合いが使用するということになり、本来の目的から外れるという矛盾点についてどう考えるかにつ

いてであります。

外出自体困難な方が利用できないという点については、本事業の制度上致し方ないと考えております。先ほども申し上げましたが、利用券を楽しみにしている方もいらっしゃいます。利用券により、外出してみようという気持ちになっていただくことが一番大切と考えております。

本事業を利用できない方に限らず、高齢者の健康的な生活、自立や介護予防に資する事業は、元気塾をはじめとする介護予防・認知症予防事業やはり・灸・マッサージ治療費助成をはじめとする健康及び介護予防のための支援事業など様々ございますので、お一人お一人の状況に合ったサービスを利用していただければと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 郵便方法のDX化への移行について、お答えします。

初めに、町民に対して情報やお知らせなどの通知方法についてであります。

現在、町から町民等への情報提供は、毎月発行している広報おやまやチラシ、無線放送、町のホームページ、公式LINEなどがあります。

通知については、主には郵送ですが、面会の機会があれば直接手渡しで行っております。

また、遠距離通学サポート給付金や自転車用ヘルメット購入助成金のオンライン申請に対する交付決定通知、電子入札による落札者決定通知などは、オンラインで該当者に通知をしております。

次に、年間の郵便物の種類別概算件数と、郵送費とその関連費用についてであります。

令和6年度の郵便物の主なものは、健康増進課からの予防接種や健診、母子保健に関する通知等が約5万8,000通、ふるさと納税に関する通知が約4万3,000通、国民健康保険に関する保険料の決定通知や特定健診、医療費に関する通知等が2万6,000通、税務課からの納税通知等が約2万3,000通で、全体で年間約32万通を郵送しており、その郵送代は2,916万5,000円でありました。その他、郵便料金計器の使用料92万4,000円、切手購入費約42万2,000円、封筒印刷代約50万2,000円の支出があり、郵便に関する経費の合計は約3,101万3,000円であります。

次に、電子通知の導入を広範囲に進める上で、現在課題となっている点や懸念事項はあるかについてであります。

町は、令和4年3月に小山町DXガイドラインを策定し、デジタル手続法に基づき、行政手続等のオンライン化、窓口サービスのスマート化などのデジタル化を推進してまいりました。

しかし、法令の規定に基づく町が行う納税通知などの処分通知等のデジタル化につきましては、DXガイドライン策定時に考え方や技術的な仕組みがまだ確立しておらず、取り組んでおりませんでした。その後、令和5年3月にデジタル庁が処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方をまとめ、ガイドブックとして公表いたしました。

処分通知等をデジタル化するためには、町はガイドラインの要件を満たすシステムの導入や改

修などが必要であり、また、処分通知等を通知したときに受け取る方の同意が必要となります。さらに、通知を受け取る方は、スマートフォン等の情報端末や通信料金等の負担が必要となります。

次に、通知手段に関する意見を把握するための調査やデータはあるかについてではありますが、特に通知手段に関する調査やデータはありません。

次に、コスト削減や効率化の観点から、町民通知のデジタル化についてどのような認識を持っているか、また、段階的な電子通知への移行について検討する用意はあるかについてであります。

現在、全国の自治体において基幹システムの標準化への移行を進めており、本町では本年12月に標準化へ移行する予定であります。移行後には、様々な自治体共通のアプリケーションが利用でき、比較的安価に処分通知等のデジタル化が導入できるものと大変期待しているところであります。今後、処分通知等まで含めた行政手続のデジタル完結が実現できるよう研究を進めてまいります。

次に、法律で書面での送付が義務づけられている文書を、はがきや小型化する考えはあるのかについてであります。

先ほど答弁しました、基幹システムの標準化への移行やデジタル化の導入と併せて検討する必要があると考えております。

答弁は以上になります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○3番（石原和美君） まず、1件目の質問についてです。

今まで様々な改善をしていただき、多くの方が利用できるよう努力していただいたことに大変感謝をいたします。その改善によって外出支援の一助となる行き先が皆さん広がったことと思います。

この無料利用券ですが、年間720万円の費用をかけ利用率50%以下ということで、利用しない方々の主な意見としましては、「利用券を使わないし、家族も施設を利用しないので毎回処分するのはもったいない」「使わない代わりにごみ袋の1パックにでも換えてもらえたらありがたい」「もう高齢で施設も使えない。品物でもらえたら家族とも共有できる」等の御意見があります。

町のスタンスとしては、対象者全員に送り、「使える方はどうぞ使ってください」というお考えかもしれませんが、配布されても使用せずそのまま処分してしまい、「無駄なのでは」「何かほかのものに換えてほしい」という高齢者の気持ちを考慮すると、何かしらの改善が必要ではないかと思うところです。また、「皆様が使わないのにもったいない」と感じる一つの原因として、届いた利用券に既に町の財政負担が生じていると思われる方が多いということです。実際には、利用しなければ費用は発生しないので、利用券の目的や費用の仕組みについて具体的に説明し、住民の理解を深めることも重要ではないかと思いますが、この点についてお考えを伺います。

2点目、家族が利用しない場合は、家族以外の他人に譲渡しているケースも見受けられ、御殿

場市に比べ小山町は縛りが緩く、比較的自由に活用されています。であるならば、本来の配布対象の70歳以上の方々にも少しでも喜んでいただけるよう、より柔軟な運用方法を考える必要があるのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

また、裾野市では、財政状況の悪化により、令和5年度から共通利用券の配布を休止しています。そして、実施には至っていませんが、利用券を使わない方々に向けて何か喜んでいただけるものはないかと、商工会の商品券等の提供を検討していたとのこと。町では裾野市のように別の形での支援策を検討したことはおありでしょうか。この点についても伺います。

次に、2点目の質問について。

まず、1件目、千葉県木更津市では、各種税金の納付が確認できない方に対して、納税催告を送り、反応のなかった方々にSMSショートメッセージサービスを各個人に発信し納税催告を行ったところ、発信直後10日間の納税収入は前年同時期と比較し31%増加し、市の歳入増加に直結する効果が出ています。

岐阜県下呂市では、2023年度デジタル郵便サービス「SmartPOST」が導入されました。これは自治体から住民への通知をマイナンバーカードで活用し、デジタル形式でスマホに届けることができるデジタル郵便サービスです。このサービスを活用し、デジタル通知活用促進事業が進められており、2024年3月時点で約300万円の郵送費削減に成功しています。

現在、小山町では、年間3,000万円以上の郵送にかかる費用がかかっていますが、現時点で郵便料金のデジタル化によって費用面でどれくらいの効果を期待していますでしょうか。現時点での見込みをお聞かせください。

2点目、全国の自治体で進めている基幹システムの標準化に伴い、様々な自治体共通のアプリケーションの利用が可能になり、費用的にも安価に導入でき郵便料金の節約にもつながるとのことですが、基幹システムの標準化とはどのようなものかを伺います。また、費用面以外のメリット、デメリットについても伺います。

3点目、年間の郵送物総数が32万通と非常に多く、郵便料金計器使用料、切手購入費、封筒印刷代の合計だけでも約200万円となります。郵便物がデジタル化により減少すれば、かなりの効果が見込まれます。12月以降のシステム導入が大きく節約、効率化につながると考えられますが、町として有効性の高いシステム導入の具体的な計画をお聞かせください。

4点目、先ほど例に挙げたスマートポストやSMS（ショートメッセージサービス）には、スマートフォンなどが必須です。スマートフォンを持たない方やインターネット環境が整っていない町民に対して、紙の通知と併用するお考えはおありでしょうか。また、情報端末や通信料金に関する支援策を検討する御予定はございますでしょうか。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 2市1町共通利用券に関する再質問にお答えいたします。

初めに、利用券の目的や費用の仕組みについてであります。

議員御案内のとおり、各施設で扱った利用券を取りまとめ、定期的に町へ請求していただく仕組みでございますので、先行して各施設へ利用料を支払ってはいけません。利用券の目的や費用の仕組みについて、改めて皆様にお知らせするよう検討してまいります。

次に、より柔軟な運用と別の形での支援策の検討についてでございます。

本事業は、外出支援を目的としており、利用券により外出しようという気持ちになっていただくことが大切であると考えております。多くの方に利用券を利用していただくことで、各施設の利用率の向上も期待できます。地域振興の一助になっていると考えております。商品券の提供などの支援策の検討はしたことはございません。

繰り返しになりますが、利用券による外出支援に限らず、高齢者の健康的な生活や介護予防に資する事業は様々ございますので、お一人お一人に合ったサービスを御利用いただけるよう周知してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 私からは、DX化への移行についての再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、デジタル化による費用面の効果と現時点の見込みについてであります。新たなシステムの導入や運用にかかる費用は、人口規模の大小に関わらず、一定の費用が必要であります。このため、全てデジタル化で完結できれば、郵送料などの費用が削減され、システムの導入・運用費用に対する経費の効果が期待できるものであります。

一方で、デジタル化による利便性の向上も重要なポイントと考えておりますので、社会全体のデジタル化の動向を見ながら研究してまいりたいと考えております。

次に、基幹システムの標準化と導入に伴うメリット、デメリットについてであります。まず基幹システムの標準化についてであります。こちらは住民基本台帳や固定資産税など20の業務を対象に、自治体の基幹業務に関するシステムの仕様ですとか、データ連携の基準を統一して、ガバメントクラウドを活用して運用・管理する仕組みとなっております。

この標準化によりまして、処分通知等のデジタル化や行政手続の完結に向けたシステム等の導入がしやすくなることや、災害時の業務継続強化などが期待されています。

一方で、通信回線やクラウド利用料の増加、また、自治体独自の仕組みが反映しづらくなるといった課題も指摘をされております。

本町では、維持管理や通信回線にかかる費用が若干増加する見込みではあります。大きなデメリットはないものと考えております。

次に、システム導入の具体的な計画についてであります。現在、全ての事業者が標準化への移行に注力しております。標準化後のシステムに対応した具体的な製品や価格については、い

まだ公表がない状況でございます。具体的には、全国的に標準化の移行が一段落した後に検討を進めることになると考えてございます。

最後に、紙の通知との併用についてであります。デジタルによる処分通知等につきましては、法令上はできる規定でありますので、当分の間は郵送を原則としながらデジタル化を進めることとなります。

次に、情報端末や通信料金の支援策については、全国の事例として、希望者にスマートフォンやタブレット端末の貸与をしている市町村もあり、行政手続のデジタル完結に向けて検討する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありませんか。

○3番（石原和美君） 再々質問をいたします。

まず、一つ目の質問に対して、先ほどの御答弁で、利用券の目的や費用の仕組みについて、改めて皆様にお知らせするよう検討して下さるとのことでしたが、具体的にどのように、いつ、またどのような形でお知らせをしていただけますでしょうか。

2点目、商品券の提供などの支援策の検討はしたことはないとのことですが、例えば使わない無料利用券を本人が役場や支所の窓口に行き返却した際、商品券が無理であれば、町民のお声からありましたごみ袋などを頂けるとか、また、おやま健康マイレージカードのスタンプ、それを通常一つですけれども多く押していただいたり、さらにおやま健康マイレージアプリのポイントを付与していただけるなど、それらとの連携も一つの方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2点目の質問に関して、まず1点目、郵送料削減のためのシステム導入の具体的な計画について、全国的な標準化移行が進んだ後に検討を進めるとのことですが、小山町としては導入計画の大まかな目安などはお持ちでしょうか。

2点目、費用面の効果について、デジタル化により輸送に関わる費用が削減される一方、利便性の向上も重要なポイントとのお答えでしたが、郵便物のデジタル化において、町が描く職員、また町民にとっての利便性の向上とはどのようなものか伺います。

3点目、DXを進めるに当たって、インターネット環境が整っていない町民の皆様への支援策を行政手続のデジタル化完結に向けて検討する必要があるとのことでしたが、今までも様々取り組んでいただいておりますが、タブレット貸与も含め、将来に向けて町としての具体的なサポート体制について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 2市1町共通利用券に関する再々質問にお答えをさせていただきます。

初めに、利用券の目的や費用の仕組みの周知方法についてであります。

利用券の配布に合わせまして、利用券の目的や費用の仕組みについて記載したチラシ等の同封や小山町公式LINEでの配信などの方法を検討したいと考えております。

次に、おやま健康マイレージとの連携についてでございますが、連携については今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） DX化の移行についての再々質問ですが、まず初めに、システム導入計画の大まかな目安ですけれども、国や民間のデジタル化の状況を見ながら検討を進めているところですが、まずは今年度から着手をいたしました申請のデジタル化を拡充をいたしまして、令和9年度からを計画期間とする町の次期DXガイドラインの取組で検討することとしたいと考えております。

次に、郵便物のデジタル化において、職員、町民の利便性の向上はどのようなものであります。職員においては、例えばですけれども、用紙や封筒類の印刷など、業務の効率化が期待できます。

町民の方々におきましては、通知書等がスマートフォンなどで確認できる利便性だけではなく、情報の二次利用として、例えば納税通知書の確認をし、そのまま電子決済する。租税公課の税額を確定申告に活用するなどが想定をされます。

最後に、将来に向けて町としてのサポート体制についてですが、町のDXガイドラインにおいては、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現を目指す」ことを掲げておりまして、その方針に基づいた取組が求められております。特にデジタル化が進む中で支援を必要されている方に対しては、スマートフォンなどの操作の支援といったソフト面だけではなく、情報端末の導入や通信費の補助など、ハード面や経済面での支援も重要となります。

現在好評のスマートフォン教室のような取組を活用いたしまして、国の交付金や補助金等を使いながら、町の行政手続のデジタル化と並行して、適切な時期に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○3番（石原和美君） 本年12月以降、標準化に合わせたシステム導入によって、不要な紙や切手の使用を減らし、効率的で無駄のない業務の実現に期待をいたします。

また、共通利用券に関しましては、事業の目的、活用内容を改めて皆さんにお示しいたき、元気に利用している方々のためにも、ぜひ時代に即した新しい形への転換が必要と考えております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 私は、通告に従い、町営温水プール建設についての住民投票の実施をというテーマについて、一問一答方式で質問させていただきます。

町営温水プール建設については、これまで幾度となく意見を述べさせていただいております。先の3月定例会においては、町民アンケートの実施をテーマに質問いたしましたが、町はいたずらに時間をかけても意味がないとの見解で、町民の意思を聞こうとしない姿勢であります。

プール建設に係る3か年継続による予算は成立したため、それを否定することはいたしません。むしろ予算が成立したことによって、更に疑問、不安の声が町民から寄せられており、容認できない状況であると感じております。

私は、法的拘束力がなくとも、最終的に町民の意見を聞く公の機会は住民投票しかないと考えています。

小山町自治基本条例第24条には、住民投票についての規定があります。

朗読いたしますと、第24条、住民投票、第1項、町長は、町政に関して特に重要な事項について、住民の意思を確認する必要があると認めるときは、議会の議決を経て、住民投票を実施することができるものとする。

第2項、町は、住民投票の結果を尊重するものとする。

第3項、住民投票に関して必要な事項は、それぞれの事案ごとに別に条例で定めると規定されています。

今回の質問につきましても、町民の皆様に分かりやすく理解していただけるよう、公募型プロポーザル方式による事業者提案の状況、小山町自治基本条例の運用、同条例に規定する住民投票の実施についての3点から質問いたします。

初めに、公募型プロポーザル方式による事業者提案状況について、幾つか質問いたします。

まず、現地説明会、質問の受付状況はどのようであったのか、伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 平野議員にお答えいたします。

事業者向けの現地説明会を開催したところ、7社の参加がありました。質問につきましても、十数件をメールにて受付し、ホームページにて回答しております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ただいまの質問についてお伺いします。

十数件の質問があったということですが、どのような内容の質問であったのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 参加資格要件の確認から、想定する施設の利用方法、そして学校授業に対する運用の確認などがございました。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 1 番 平野正紀君。

○1 番（平野正紀君） 次の質問です。

参加資格審査結果は、どのようなものでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 参加表明書の提出を6月2日に締切りのところ、2社の企業グループについて結果を通知いたしました。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○1 番（平野正紀君） 再質問いたします。

参加表明をされた事業者は何社あったのでしょうか。また、審査結果を2社に通知したとのことですが、どのような根拠により決定されたのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 参加表明をした事業者につきましては、2社の企業の企業グループでございました。審査につきましては、選定委員会において定めた募集要項の要件に基づいて実施をして決定しております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○1 番（平野正紀君） 再々質問いたします。

その募集要項の要件について、簡潔に教えていただければと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 募集要項につきましては、町のホームページで、令和7年3月18日に公開しております。

簡単に申し上げますと、SPC（特定目的会社）の設立は任意とし、複数企業のグループで構成されていること、企業の参加資格要件を設計・建設・工事監督・維持管理・運営・その他の六つの要件として定めております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） ございません。

○議長（鈴木 豊君） 1 番 平野正紀君。

○1 番（平野正紀君） 次の質問です。

事業者選定委員会のメンバーは、どのような方で構成されているのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 委員は、外部有識者2名と政策監、参与、理事、企画総務部長、都市基盤部長、教育次長の計8名であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○1番（平野正紀君） ただいまの質問についてお尋ねします。

外部有識者2名について詳しく教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 新たに公共建築物を建設することになることから建築・まちづくり関連の有識者と、プールにおいて水泳授業を実施することから教育関係の有識者である静岡大学の教授に委員をお願いをしております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問いたします。

外部有識者の専門分野での実績や功績などについて教えていただきたいと思います。また、町側の参与とはどなたでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 外部有識者の1人は、都市計画から建築設計に至るまで幅広く活躍されており、まちづくり、建築設計、住まいづくりを統合した共創型プロジェクトを多数手がけてきた建築家でございます。

もう1人につきましては、スポーツ健康分野で成果を社会実装に結びつける取組を進めておりまして、教育や地域貢献にも大きな影響を与えている方でございます。

参与については、町でお願いをしている参与の3人のうちの公共施設の建設等に関わっている者であります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○1番（平野正紀君） ございません。

○議長（鈴木 豊君） 1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 次の質問です。

大幅に募集スケジュールを後ろ倒しした理由について教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 募集要項などを決める審査会において、当初のスケジュールでは事業者のための調整期間が短いと指摘されたため、募集スケジュールを延長いたしました。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

当初の予定では、募集に係る現地説明会参加受付から事業者選定までに係る期間は、3月中旬から6月の初めにかけての約2か月半の期間であって、6月議会での事業契約の議決に間に合わ

せるための無謀なスケジューリングでありました。調整期間を多く設けることは当然のことです。これにより9月議会で事業者決定による事業契約の議会承認を得るという認識でよいか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 募集スケジュールにつきましての延長につきましては、先ほど答弁したとおりでありまして、平野議員の御認識のとおりで、議会承認については認識のとおりでございます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○1番（平野正紀君） ございません。

○議長（鈴木 豊君） 1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 次の質問に移ります。

小山町自治基本条例の運用について質問します。

初めに、本条例に基づき町の多種多様な施策をどのように業務に反映しているのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 本町の自治基本条例は、まちづくりの基本的な理念と原則を定め、町民、行政及び議会が協働するための理念を明文化したものであります。町では、施策の企画・立案に当たって町民参加の機会を設けるとともに、情報公開や説明責任を重視した行政運営を進めております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

パブリックコメント制度の活用についてお尋ねします。

以前の石原議員の一般質問にあるように、「行政は市民全体から意見を聞くシステムとしてパブリックコメントを用いるが、それは実質的に現場の声を聞いたというよりは、行政が決めた後に批判を受けにくくするためのシステムにすぎない」との前松阪市長のコラムについて、小山町も同様であると思うわけですが、どのような見解か伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

パブリックコメント制度につきましては、町としても、町民の皆様の声をお聴きし、できる限り町の方針づくりに反映していくため、大切な手段の一つと考えております。できるだけ早い段階で意見を募るようにし、いただいた意見について政策の中に活かせる部分がないかをしっかり検討しております。

また、広報紙や無線放送、ホームページなどを活用して周知を行い、より多くの方に関心を持

っていただけるように努めております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにございますか。

○1番（平野正紀君） ございません。

○議長（鈴木 豊君） 1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 次の質問です。

条例第4条、まちづくりの基本理念について、条文を朗読しますと、第1項、町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図るものとする。

第2項、町民及び町は、まちづくりの推進において、個人の尊厳及び自由を尊重するとともに、法令及びこの条例等の規定を遵守するものとする。

第3項、町は、町民の意思を町政に反映するよう努めるとともに、公正で開かれたまちづくりを推進するものとするとあります。

そして、第5条、まちづくりの基本原則について、こちらを朗読いたしますと、町民及び町は、次に掲げる基本原則により、まちづくりを推進するものとする。

第1号、情報共有の原則、まちづくりに関する情報を共有すること。

第2号、参加の原則、町民が主体的にまちづくりに参加すること。

第3号、協働の原則、協働してまちづくりを推進することとあります。

これらまちづくりの基本理念及び基本原則について、どのように捉え施策を遂行しているのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 第4条に掲げる町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図ることを基本理念に、第5条に示すまちづくりに関する情報共有の原則・参加の原則・協働の原則などの基本原則として、町政運営の基本姿勢として常に意識しております。

各施策の実施に当たっては、町民と協働を前提とし、情報の開示と丁寧な説明に努めることで、町民の理解と信頼を得るように心がけております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再質問をいたします。

丁寧な説明に努めることで町民の理解と信頼を得るとの回答でございますが、今の町の行政は、ほとんどが「実施ありきで施策を進めている」との町民の意見を耳にします。私も同様に感じます。どのような見解か伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

町の施策や事業は、総合計画や各部門の個別計画に基づき実施しております。その計画等を策定する際、委員や意向調査等を反映しているところであります。限られた財源や時間的制約の中で、国などの動向も踏まえ迅速に実施することを目指しております。今後も分かりやすく丁寧な説明を心がけ、理解と納得につながる対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにございますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

○議長（鈴木 豊君） 1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 次の質問に移ります。

条例第6条、町民の権利について、条文を朗読しますと、第1項、町民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

第2項、町民は、まちづくりに参加する権利を有するとあります。

そして、第7条、町民の役割について、こちらも朗読いたしますと、第1項、町民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに主体的に参加するよう努めるものとする。

第2項、町民は、まちづくりへの参加に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの立場や意見等を尊重するよう努めるものとする。

第3項、町民は、地域の中で安心して暮らすことができるよう、自治組織の活動に参加し、互いに助け合うよう努めるものとするとあります。

これら町民の権利及び役割について、どのように捉え施策を遂行しているのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 町民の知る権利や参加する権利は、町政における重要な基本であり、その保障を図ることは行政の責務と認識しております。

また、町民の役割として、自らがまちづくりに主体的に関与いただくことは、持続可能な町政の実現に欠かせないものと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再質問させていただきます。

町民目線での質問であります。

町民自らがまちづくりに主体的に関与していると認識していますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

まちづくりも含めて、地方公共団体は、間接民主主義が基本であります。したがって、町民の意見は、まず町議会を通じて議論されることが基本となります。

また、まちづくり協議会や各種団体の活動など、町民の皆様に参加いただける場を設けております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問です。

まちづくりへの参加を広げていくためには、情報の周知による町民との情報共有が肝になるわけです。町民に知る権利がありながら、情報がない、伝わっていない、正確な情報を知っていないということが多くの場面で感じられるのですが、どのような認識でしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えさせていただきます。

町としましては、広報紙やホームページ、公式LINEなどをおして町の情報を伝えております。必要な情報を適切に発言していると考えておりますが、それでも情報が伝わっていないと感じられるのであれば、今後、更に工夫を重ね、より伝わりやすい手段や伝え方に努めてまいります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 次の質問です。

町営温水プール建設については、条例の規定に即して進めているとお考えでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 町営温水プールの建設につきましても、ほかの事業と同様に自治基本条例の理念に沿い、かつ各法律や条例などに従って事務を進めております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

町営温水プール建設について、なぜパブリックコメントを実施しなかったのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

この事業は、既に町の施策の中で検討・具体化している個別の施設整備であり、新たな制度や基本方針を定めるものではないことから、パブリックコメント制度の要綱の規定により、意見公募手続の対象とならないものと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問です。

改めて申し上げますが、条例第5条に規定するまちづくりに関する情報共有の原則・参加の原則・協働の原則を鑑みて、「プールを造るって決まったの?」「お金がたくさん必要になるのに、町の財政は大丈夫なの?」「町民の誰もが使える施設ではないよね」「わざわざお金をかけて造らなくても、玉穂のプールを利用すればよいのに」など、多数の町民の声が聞こえるならば、それに耳を傾け、話し合いをして決めていく。それこそがこの条例の本旨なのではと強く思います。どのような見解でしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、町では施策の企画・立案に当たっては、町民参加の機会を設け、情報公開や説明責任を重視した行政運営を進めております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 改めて質問させていただきます。

町営温水プール建設について、関係者に限定した3回の意見交換会、12月に実施した町民説明会を行ったことで、当局は町民の意見を十分に聞いたと肯定しているように感じてなりません。意見交換会は、短時間での傍聴者に対する意見の聴取、町民説明会はたった1回の開催のみで、これで町民の意見聴取、議論に至ったとは到底考えられません。

事業の実施に慎重審議が必要との意見が多数ある状況の中で、設計・建設に着手するというのは、言わば自治基本条例に抵触するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 平野議員にお答えいたします。

何回か説明させていただいているとおり、設計・建設など事業の進捗につきましては、地方自治の原則により、議会にお諮りして進めているところであります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 次の質問に移ります。

3点目、自治基本条例に規定する住民投票の実施についてお伺いいたします。

初めに、冒頭に申し上げました条例第24条に規定する住民投票について、どのような機会を想定しているのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 町長が町政に関して特に重要な事項について、住民の意思を確認する必要があると認めるときに、議会の議決を経て実施するものと承知しております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再質問をさせていただきます。

町営温水プール建設については、町政に関して特に重要な事項につき、住民の意思を確認する必要があると認められないのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

温水プールの建設につきましては、意見交換会・説明会を行い、議会に諮り事業を進めさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 私が伺いたいのは、本件は町政に関して特に重要な事項につき、住民の意思を確認しないのかということです。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

第一義的に住民の意思をしっかりと確認し、それを踏まえて対応していくことが大切であると考えております。その上で、議員の皆様と当局と十分な議論を通じて、町としての方向性を定めていくことが原則であり、適切な手続にのっとり進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 次の質問です。

住民投票は、法的拘束力はないものの、町は住民投票の結果を尊重するものとするがあります。結果を尊重するとはどのような解釈でしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 住民投票の結果を尊重するとは、法的拘束力はないものの、住民の意思を重要な判断材料として、町の施策や方針決定において十分に考慮するという意味であると理解しております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

簡単に申し上げれば、建設に反対の意見が多ければ、プール建設についての是非を考える必要があるということでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

住民投票の結果は、大変重要なことと受け止めることになると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問いたします。

抽象的な回答であります。改めて伺います。

建設に反対の意見が多ければ、プール建設の是非を考える必要があるとの見解でしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

住民投票が行われていない中で、仮定でのお答えをすることはできませんが、先ほど答弁のとおり、結果は重要であると考えております。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 最後の質問です。

町営温水プール建設について、これまでの議会における伯仲した議論、町民から数多く寄せられる意見、将来的な財政不安、税金投入の公平性等を総合的に勘案し、町は、条例第24条第1項及び第3項の規定に基づき、町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例を制定し、住民投票の実施をするべく提案いたします。町の見解をお尋ねします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 住民投票は一般的に、住民投票条例により実施するものであります。条例を議会に提出する方法は三つあります。

まず一つ目は、町長が提出すること。

二つ目は、いわゆる直接請求制度であり、選挙権を有する町民が地方自治法第74条第1項の規定に基づき、有権者の50分の1以上の署名を集めることで、町長に条例の制定を請求できます。

三つ目は、議員からの提出です。地方自治法第112条第1項の規定に基づき、議員定数の12人分の1以上の議員の賛成があれば議会に条例案を提出することができます。小山町議会では、議員2人で提出することができます。

町営温水プールの整備につきましては、公約として掲げ、重要政策として町民の一定の信任をいただいた政策であると考えております。

また、町議会においても、当該事業についてはこれまでに多くの議論を重ねており、町民からの御意見や御懸念についても、説明会や意見交換会等の開催や情報発信を通じて丁寧に対応し進めてまいりました。したがって、温水プールの整備につきましては、町長の公約として、必要な手続と議会の審議を得た上で着実に進めているため、現時点において町長から住民投票条例を提出することはございません。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

町長が公約として掲げ、重要政策として町民の一定の信任をいただいた政策であるとのことで

すが、ではなぜ町民の皆様からプール建設に対する不安や疑問視する声が多数あるのでしょうか。

冒頭にも申し上げましたが、むしろ予算が成立したことによって、更に町民の町政に対する不信感が増大しており、容認できない状況であると感じています。

民意を反映する町議会においても、賛否両論、僅差での承認です。これで町民感情は抑えられるのでしょうか。

真に町民の声を聴こうではありませんか。いかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、町としましては、温水プールの整備の進捗につきましては、地方自治の原則に基づき、議会にお諮りして進めていく所存でございます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問をいたします。

先ほど来、質疑を通じて、当局の考えについて聞かせていただきました。これで住民感情が抑えられるのかは甚だ疑問であります。

込山町長に伺います。地方自治法に規定する町営温水プール建設の賛否を問う住民投票を実施する考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 平野議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

住民投票条例を提出することはございません。先ほど企画総務部長から御答弁があったとおり、議員お二人で提出できるというルールがございますので、平野議員の方から議会の方に提出を試みたらどうですか。御提案します。

○議長（鈴木 豊君） ほかにございますか。1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 前回3月議会での町民アンケート要望のときと変わらず、何度訴えても、多くの町民の皆様のお考えは伝わりません。まるで反対多数となるのが怖いのでやらないと思うくらいです。議論は平行線であります。

温水プールに関する予算が承認されたことを否定するわけではありません。今、直ちにストップせよと言っているわけではありません。

町長マニフェストの一番に掲げた事業だから、不退転の決意で実施するとのことですが、大多数の町民はそれを認めているわけではありません。

住民投票を行うことで町民の真の意見を聞き、自治基本条例に規定する町民がまちづくりに参加する権利を有し、参加と協働によるまちづくりを推進する、このことを実現していただきたいと願っています。

私は、3月議会の後に町民から寄せられたはがきを自宅デスクの前に置いています。これを見

ると、いつも元気と勇気をいただきます。このように記されています。

知らないうちに税金があちこちで使われている。そんなのを許すべきではありません。温水プール問題、ひどい流れですね。今、何とかしなければ大変なことになります。どうか方法を諦めずに見つけてください。小山町が潰れてしまいます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時18分 休憩

---

午前11時28分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 室伏辰彦君。

○12番（室伏辰彦君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で1問質問を行います。

題名、湯船原工業団地進出企業従業員の町内居住について。

現在、湯船原工業団地に進出する企業や従前から進出されている企業の従業員は、外国籍の方が多く、大半が自転車で通勤されております。そのため、通勤距離の都合から、居住地希望は成美地区に集中しています。しかし、既に成美地区の賃貸住宅は満室の状態であり、御殿場市内に賃貸している企業もあります。町道奈良橋湯船線は、町営南藤曲住宅団地の東側から国道246号線の下を通り、ハイテクパーク富士小山工業団地のユシロ化学工業の前を抜け、県道山中湖小山線につながる道路です。町道奈良橋湯船線は、明倫地区から工業団地に接続されているにもかかわらず、幅員が狭く、夜間の照明も設置されていないため、現在、通勤に利用される方はほぼおりません。

そこで、次の点を伺います。

一つ目、奈良橋湯船線を整備することによって、自転車で通勤可能地域を明倫地区まで広げることができれば、賃貸住宅の供給も増加し、小山町で働いている方に町に住んでいただくことも可能かと思いますが、町は整備する予定はあるのか伺います。明倫地区から工業団地に通勤しやすくなります。

二つ目、湯船原工業団地には多くの企業を誘致し今後も誘致を進めていますが、従業員が住むところが少ないのが現状です。特に外国籍の従業員にも住みやすい環境づくりが町にも必要と考えますが、これまでと今後の町の取組を伺います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 室伏議員にお答えします。

私からは、町道奈良橋湯船線の整備予定についてお答えします。

町道奈良橋湯船線は、南藤曲区の上須川橋付近、町道足柄三保線とのT字路を起点とし、山林

の中を抜けてハイテクパーク富士小山工業団地の横を終点とする路線であり、途中で国道246号奈良橋インターチェンジが接続されている、延長1,585メートルの舗装道路であります。

現在、国土交通省沼津河川国道事務所では、国道246号裾野バイパス4車線化事業に伴い、奈良橋インターチェンジの上下線フルインター化が計画されております。本町では、町道奈良橋湯船線は、国道246号と町道足柄三保線を経由して明倫地区を結ぶ道路ネットワーク上、大変重要な路線と捉え、国道246号4車線化事業計画に合わせ、過年度において奈良橋インターチェンジから町道足柄三保線をつなぐ拡幅改良の概略ルート案について、比較検討しております。

町道奈良橋湯船線につきましては、山の傾斜がきつく、山林に囲まれた道路でありますので、自転車や自動車の通行に支障をきたさぬよう、日常点検を行い、倒木などの支障物の撤去や道路清掃を行うなど、道路管理者として今後も引き続き適正な維持管理と安全対策を図ってまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 私からは、外国籍の従業員にも住みやすい環境づくりについてお答えをいたします。

次に、湯船原工業団地の外国籍の従業員にも住みやすい環境づくりに対する町の取組についてであります。

本町では、空き家の売却もしくは賃貸を希望する所有者を対象に、小山町売りたい・貸したい不動産バンクへの登録を推奨し、空き家の利活用の促進に努めているところであります。

また、一昨年度から、町内全域の空き家について、民間企業への委託により実態調査を実施してまいりました。

これらの情報を基に、湯船原工業団地へ進出している企業から外国籍の従業員の居住に関する相談があった場合は、企業と空き家の所有者との橋渡しとなる、いわゆるマッチング対応を行っております。

また、昨年度、原向地区の町有地を売却し、当該地には民間賃貸住宅の建設が進んでおり、居住に関する需要に応じているところであります。

今後の取組といたしましては、町内の空き家情報を基に、空き家の所有者に対し連絡を積極的に行い、特に人口減少が著しい成美・明倫地区を重点的に、不動産バンクのさらなる充実を図るとともに、民間賃貸住宅リフォーム助成金や空家活用・流動化促進助成金を活用しながら、外国籍の従業員の居住環境の改善に努力をしてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○12番（室伏辰彦君） それでは、3点再質問をさせていただきます。

一つ目、答弁で、日常点検を行い倒木等の撤去や道路清掃を行うなど道路管理者として今後も

引き続き適切な維持管理と安全対策を図ってまいりますとのことでしたが、グーグルマップのストリートビューを見ると、2014年と比べると木々・竹が生い茂ってきていて、暗くなっているのが分かります。道路管理とはどのようなことを今までしてきたのか、また、落ち葉や木の枝などの撤去はどのくらいの頻度でしてきたのか伺います。また、事後対応だけでなく、事前の対応が重要だと思いますが、日常点検ではどのようなことが報告で上がってきて対応してきたのか伺います。

2点目、自転車で通勤するのに夜では明かりがなく、非常に危険です。カーブミラーに反射板・反射テープの取付けや、太陽光を利用し夜間点灯するライトの取付けが必要だと思います。通勤できるようにする意向はあるか伺います。

3点目、答弁では、今後の取組として、町内の空き家情報を基に空き家の所有者に対し連絡を積極的に行い、特に人口減少が著しい成美・明倫地区を重点的に不動産バンクのさらなる充実を図るとともに、民間賃貸住宅リフォーム助成金や空家活用・流動化促進助成金を活用しながら、外国籍の従業員の居住環境の改善に努力するとのことでした。

現在、物価が高騰し、リフォーム費用も上がっています。昨年度、戸建て物件でのリフォーム助成金の申請は0件でした。空き家の所有者に対し積極的に連絡を行っているとのことですが、十分に活用されておりません。

民間賃貸住宅リフォーム助成金の助成金額は、かかった費用総額の3分の1かつ上限20万円となっております。これでは助成金額が少なく、活用されないと考えます。戸建て物件では、労働者の外国籍の方が複数人でシェアをしながら生活するパターンがほとんどで、これは町の税収の増加にも大きく期待できます。リフォーム助成金を増額することが必要だと思いますが、増額するつもりはあるか伺います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 再質問にお答えします。

私からは、1件目と2件目の道路の管理に関する御質問にお答えいたします。

初めに、道路の管理状況についてであります。町では道路の維持管理として、通行に支障のあるわだち掘れや舗装の損傷箇所の補修をはじめ、倒木など支障物の撤去や路側帯の除草、道路の清掃などを行っております。落ち葉や木の枝などの撤去作業の頻度につきましては、道路パトロールの結果や、町民などからいただいた通報を基に適宜行っており、大雨や強風の後の作業が多い状況であります。

また、日常点検は、建設課の業務担当職員を中心に、作業現場への行き帰りなどを利用しながら実施しており、道路損傷箇所の補修や支障木の撤去などが多く報告されております。時には道路上に散乱する碎石の撤去やカーブミラーの角度調整などもございます。

次に、反射板や照明の設置についてであります。

町道奈良橋湯船線の奈良橋インターチェンジから終点のハイテクパーク富士小山工業団地の横までの間につきましては、現在のところ具体的な道路整備の計画はありませんが、室伏議員の御指摘のとおり、通行の安全性確保は必要不可欠でありますので、現地の再調査を行い、必要箇所への安全対策を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 私からは、リフォーム助成金の再質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨今の物価高騰に伴い、戸建て住宅リフォーム工事にかかる費用も値上がりしていることは承知しているところであります。

また、上昇に伴い、戸建て賃貸住宅リフォーム工事にかかる所有者の方の負担額が増額していることも、助成金の申請が少ない原因の一つであると考えております。

以上のことから、県内の本町と類似した助成金の事例や、これまでに申請のあったリフォーム工事費の総額を参考にしながら、民間賃貸住宅リフォーム助成金の増額を前向きに検討してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○12番（室伏辰彦君） 再々質問ではありませんが、現実的に今、明倫地区から通っている外国籍の方は、ずっと成美小学校まで下って、それから工業団地の方に、湯船の入り口のところまで行って県道に入り工業団地に通っております。非常に通勤時間がかかります。ぜひこの道を整備してやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 通告に従い、法定外目的税としての地下水税及び宿泊税の導入検討についてを議題とし、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

湯船原工業団地には町の水資源を活用する多くの企業が進出し、本町には新たな雇用や経済活動が生まれ、大きなにぎわいが創出されております。

また、新型コロナウイルスの影響が落ち着きを見せる中、新たな宿泊施設の建設が進むなど、インバウンドを含む多くの宿泊客が来町し、観光分野においても大きなにぎわいを見せておりま

す。

しかしながら、地下水は無尽蔵に利用できる資源ではなく、将来にわたり安定的な供給を続けるためには、適切な管理と保全が必要です。また、観光のにぎわいも永続的なものとは限らず、地域として、その恩恵を持続可能な形で活かしていく仕組みづくりが求められています。

こうした背景を踏まえ、私達は地下資源の保全や観光振興、さらには地域インフラの整備・充実を通じ、今後も選ばれる町として成長し続けるための財政的基盤の確保が必要です。

そこで、着目すべきが、法定外目的税の導入です。

法定外目的税とは、地方税法に基づく規定ではなく、地方自治体が条例により独自に新設できる目的税であり、その税収の使途が特定の目的に限定される点が特徴です。

近年では、観光客の増加に伴う公共サービスやインフラへの負荷の適正化を目的に、宿泊税の導入に踏み切る自治体も増えてきております。また、地下水の適正利用と水資源の保全を目的とした財源確保のため、地下水税の導入を検討する自治体も現われております。

宿泊税に関しては、先の代表質問に際して町長より前向きに検討したい旨も発言されております。本町においても、これらの税制度の導入可能性について検討を進めることは、持続可能なまちづくりの観点から重要であると考えます。

地下水税、並びに宿泊税の導入に関する見解と今後の方針について、町のお考えをお伺いいたします。

まずは、地下水税導入検討に関してお伺いいたします。

本町における地下水の利用状況、例えば地下水を営利に利用している企業数やそれら企業が利用している地下水の利用状況など、また今後の利用見通しについて、町の認識をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 小林議員にお答えします。

現在、町で揚水量の調査に協力をいただいている事業者は、55件であります。この町の調査結果を基に、静岡県が賦存量調査を実施しています。直近で実施の平成26年度東部地域地下水賦存量調査では、本町と御殿場市の地下水系の利用可能日量が11万5,000立方メートルと算定されております。平成24年の揚水量の日量が5万2,000立方メートルであったことから、小山町と御殿場市の水系においては、利用可能量が2倍以上あることが分析されております。

この調査以降、湯船原・上野地区工業団地の工業立地などにより地下水を利用しているところではありますが、専門家による賦存量調査に基づき、立地企業との調整を実施しております。よって本町の属する水系としては、現在十分な賦存量があるものと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 確かに県が行った平成26年度東部地域地下水賦存量調査では、地下水の

理論上の利用可能量は、現在の利用量の2倍以上であると記されております。これは理想的な条件下で最大利用可能量（潜在的な資源量）を示したものです。

しかし、この調査は約11年前のものであり、現在の地下水の状況とは差異がある可能性もございます。

実際、小山町では、地下水の使用量が平成26年の1,109万立方メートルから令和5年には1,425万立方メートルへと増加しており、約316万立方メートル、1.27倍になっています。

揚水量の内訳を見ますと、町の水道用水は僅かに増えていますが、農業用水は減っており、主に工業用途の揚水が増えていると考えられます。

こうした状況の中で、県の調査が10年に一度というペースでは、地下水の変化を十分に把握するのは難しいのではないのでしょうか。地下水の状況をしっかりと把握するためには、町も独自に調査を行う必要があると感じています。

湯船原工業団地では毎年水文調査を行っておりますが、そのような調査を町全体で実施するお考えはありますでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 地下水は、暮らしや産業を支える大切な地域資源の一つであり、将来にわたって安定的に利用していくためには、持続的な利用を見据えた対応が必要と考えております。

先ほどお答えした調査結果や現状を踏まえますと、現時点では町独自で全体的な地下水調査を行う必要性は高くないものと考えております。引き続き県や関係機関と連携をしながら、必要に応じて適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 引き続き県や関係機関と連携をしながら必要に応じて適切な対応を検討するとの回答でございましたけれども、仮に町全体でこの水文調査を実施した場合、その費用はどの程度となるのか、どう見込んでおられるのか。概算でも構いませんので、お聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 町全体を対象とした水文調査を仮に実施する場合の費用につきましては、調査の範囲や手法、対象とする地下水系の規模などによって大きく異なるため、現時点においては具体的な金額を申し上げることは難しい状況にあります。

一般的には、専門の調査機関による本格的な水文調査を実施する場合は、約数千万円規模の費用が見込まれることもあり、町全体を町単独で実施するには一定の負担が想定されるものと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますでしょうか。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） では、次に、地下水の適正利用と水資源保全を目的とした地下水税の導入について、町はどのようなお考えなのかお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 地下水税を導入している自治体は現在ではなく、参考となる先進事例もない状況であります。導入するとなれば、地下水を利用する者に対して、その価値を認識させ無駄な利用を抑制する効果が期待されます。一方、地域経済への影響や企業立地を抑制する原因になるなど、多くの要素を考慮しながら制度設計を行う必要があると考えております。

また、静岡県では既に森林（もり）づくり県民税を県民税均等割に超過課税することにより、その税収を山地災害の防止や水源の涵養などの森の力再生事業の財源として事業を実施しております。さらに、国税として、令和6年度から森林環境税が賦課徴収されており、森林整備に充てられております。

これらのことから、現状では、水源涵養を目的とする法定外目的税として地下水税の導入を進めることは、直ちには困難なものと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 確かにおっしゃられるとおり、県が森林（もり）づくり県民税や森林環境譲与税などを実施しておられます。ただ、それらは地表の課題解決や継続を目的としている課税であり、地面の下にある地下水に対するものではございません。

確かに、地下水税を導入している自治体は、現在、日本国内にはございません。しかしながら、お隣の山梨県や熊本市では導入に際し検討がされたという実績がございます。おっしゃられるとおり、地下水税の導入をこの小山町で直ちに進めることは困難かもしれませんが、地下水の将来的な適正な管理や公平な利用のためにも、こういった制度の導入について、まずは協議会などの場を設けて検討を始めてみるのも一つの方法なのではないでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

地下水税については、現時点で導入している自治体はなく、制度として確立されているとはなかなか言い難い状況にあります。課税の公平性や徴収の仕組み、産業への影響など、多くの課題があると認識しており、慎重な対応が求められると考えております。

町としましては、現時点では直ちに協議会を設ける段階にはないと考えておりますが、今後、地下水に関する地域課題の顕在化や他自治体の動向、国の制度の整備などを注視し、必要に応じ

て情報収集や検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますでしょうか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

先ほど御回答いただきましたように、地下水税の導入または協議会を設ける段階ではないという御回答でしたが、検討でも構いません。地下水税はどのような基準で課税ができると思われま  
すでしょうか。町の見解をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 現在、導入について考えておりませんので、具体的な課税方法に  
ついても検討しておりません。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 同じような質問になってしまいますが、では、地下水税の徴収見込み可  
能額などの検討、算定はいかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 先ほど答弁いたしましたとおり、課税方法、特に課税客体が現状  
では特定できないため、見込額等の算定はできないところであります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） では、次に、宿泊税導入検討に関してお伺いいたします。

宿泊施設の増加や観光客の増加に伴う観光インフラや住民サービスへの影響について、町の認  
識をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 観光客の増加は、地域経済の活性化や雇用創出などの面で大きな  
効果をもたらしております。

一方、交通渋滞やごみの増加、観光案内の充実、公共トイレの整備や維持管理、安全対策の強  
化など、観光インフラや住民サービスへの影響が懸念されております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

観光客の増加に伴う町の負担を御説明いただきました。交通渋滞やごみの増加、観光案内の充  
実、公共トイレの整備や維持管理、安全対策の強化、観光インフラや住民サービス、それらを試  
算するとどれぐらいになりますでしょうか。

ちなみにですが、世界遺産を持つ和歌山県高野町では、観光客による救急搬送やごみ処理、イ

ンフラ維持に年間2,000万円から3,000万円が必要とされるそうです。町の試算をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

現時点では試算をしていないので負担額を申し上げることはできませんが、今後研究していく中で算定してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにございますか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） では、次の質問です。

では、課題の対応策として、観光振興及び地域の持続的発展を目的とした宿泊税の導入について、町の考えをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 宿泊税を導入している多くの自治体は、観光によって生じる行政需要に対応しつつ、その財源を観光振興や地域の持続的発展に活用しております。導入するに当たっては、目的や課税基準等を明確にし、総務省への協議及び同意などの手続等を踏んでいく必要があります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

手続等を踏んでいく必要がありますとの御回答ですが、熱海市では導入までに約8年を有したと聞き及んでおります。宿泊税に関してですね。

総務省に確認してみましたところ、法定外目的税導入には多くの手順が必要とされているようです。まずは、課税基準の明確化と関係者との協議から始まり、条例案の制定と議会への提出、総務省への協議・同意取得、宿泊税導入、条例の施行準備と、施行までなかなかの道のりです。

町は導入までの期間をどの程度と想定されておりますでしょうか。それぞれに係るおおよそをどれぐらいと想定されているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、法定外目的税の手続等にはかなりの時間がかかり、本町もこれから研究してまいります。宿泊税を導入するとなると、熱海市同様に相当の期間を要すると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○6番（小林千江子君） 熱海市同様に相当の期間を要すると考えておりますということは、熱海

市同様、小山町も8年後ぐらいを目途に導入を見込まれているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

今後、先ほど言いましたとおり、導入自治体を参考に進めていきます。検討協議については、8年といわず、円滑に進むようにしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにございますか。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 宿泊税はどのような基準で課税するのか、町の見解をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 導入自治体の事例では、1人1泊当たり何円といった定額方式が一般的であります。また、課税対象や免除対象の整理、宿泊施設の形態に応じた課税になると考えております。

今後、導入を検討する場合には、こうした課税方式の公平性、透明性、徴収事務の効率性を踏まえて、慎重に制度設計を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○6番（小林千江子君） ただいまの回答に質問させていただきます。

定額方式が一般的であるとの答弁ですが、町内の宿泊事業者の方々からは、「もし課税基準が売上の割合で計算される方式になると、金額の算出や事務手続が複雑になり、かなりの労力がかかる」との声も上がっております。町としてはこの点についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

宿泊料金に一定の割合で計算する、いわゆる定率方式は、受益に対する負担の公平性や税制の分かりやすい等の観点から、ほかの自治体ではほとんど採用されていないと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○6番（小林千江子君） では、仮に一律200円とした場合、町ではどれぐらいの額になるのか、その試算をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 単純に、昨年度の町内の宿泊客数に一律200円を乗じますと、約4,700万円となります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質問はありますか。

○6番（小林千江子君） では、その予算上の区分管理、並びに透明性の確保に関してお伺いいたします。

町の歳入歳出、どちらの方に区分するのか、そちらをちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 質問にお答えいたします。

予算上についてであります。歳入においては新たな税目を設けて管理していくことになり、使途も明らかになると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質問はありますか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 歳入歳出の予算では、目的税の収入を明確に区分して管理する必要があります。多くの自治体では、特定目的の事業費に充てる形で、使途ごとに明確な科目設定を行っているようです。また、基金の積立てなども可能性として考えられます。

それに、目的税で賄った事業については、成果・支出内容を住民や議会に報告し、透明性を確保する必要があります。

例えば、京都市の宿泊税では、宿泊税を活用した施策一覧や使途報告書が公表されております。

町が現在実施している目的税の中に、入湯税がございます。使途の部分において不明瞭な部分も見受けられますので、今後この宿泊税導入に際し、町でもぜひ参考にさせていただければと思います。

それでは、次の質問へ移ります。

宿泊税ですが、教育機関などが実施する合宿なども課税対象になるのでしょうか。課税免除の条件なども検討されているのであれば、お考えをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 導入自治体において、修学旅行などの宿泊を伴う学校行事や災害による避難者、小学生以下の人などについては、課税対象外としている例が見られます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○6番（小林千江子君） 再質問です。

町には、富士山にございます山小屋や農業体験なども楽しめる民泊などもございます。また、スポーツ合宿なども大変ににぎわっているところです。それらに対し、宿泊税はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

宿泊者の状況や宿泊目的など、導入自治体の例を参考に、課税免除の要件を検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移ります。

宿泊税導入に際しては、対象事業者である宿泊施設に、システム改修や調整など一定の事務負担が生じることが想定されます。こうした負担を踏まえた上で、町としてどのような説明、支援、協議を行い、事業者の理解と協力を得ていく方針か、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 対象事業者である宿泊施設は同時に徴収義務者となり、宿泊者から税を徴収してもらうことになり、事務的な負担が増えることとなります。導入を検討する段階から関係団体や事業者の皆様との意見交換や協議を重ね、丁寧に説明して理解と協力を得ていくことは不可欠であると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○6番（小林千江子君） 再質問をさせていただきます。

宿泊税導入に伴う事業者向け補助などもあるようです。

熱海市では、宿泊税特別徴収義務者経営申告書を提出した宿泊施設及び市内旅館協同組合に対して、経費の50%、上限額にして50万円の補助が導入されております。

町も宿泊税導入に際し、これら補助の検討が求められるかと思われます。お考えをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

導入するとした場合、税を徴収していただく事業者に対し、御提案されたような補助も必要になるかもしれません。これらのことも今後研究していくことになると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） では最後に、税の使途、使い道についてお伺いいたします。

冒頭でも申し上げましたとおり、法定外目的税とは、地方税法に基づく規定ではなく、地方自治体が条例により独自に新設できる目的税であり、その税収の使途が特定の目的に限定される点が特徴です。

つまり、税収の使途をしっかりと明確にする必要がございます。それを踏まえ、町にそれぞれの使途をお伺いいたします。

まずは、地下水税の使途に関してお伺いいたします。

地下水税の活用については、地下水の価値を向上させる町としての取組や地理的表示（GI）、また環境プロジェクトの促進なども考えられます。税の用途について、どのような方向性が想定できるのか、検討できるのか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 議員の御提案も考えられますが、課税する目的等をまずは明確にした上で、用途についても検討していくことになると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありませんか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） それでは、宿泊税の用途に関して伺いたします。

宿泊税の活用における観光振興の施策として、町ならではの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興なども挙げられます。

湯船原工業団地や新たに建設されたホテルなどを含めた小山町のPR動画の作成、スポーツ合宿施設の整備、観光施策の整備、国内外への町のプロモーション活動、または地元の小中学生が世界遺産に直接触れ合える富士登山など、機会の創出への活用なども検討することができます。

税の用途について、どのような方向性を想定しているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 法定外目的税である宿泊税は、来訪者がその自治体に財政支出の増大をもたらすための費用を負担してもらう、原因者課税が原則であります。そのような課税根拠に沿った用途について、観光施策等の活用などについても十分に研究していくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○6番（小林千江子君） 宿泊税の目的は、単に来訪者による費用負担の肩代わりだけではありません。確かに来訪者が地域に与える負担への応分の負担という側面はありますが、それにとどまらず、観光による財政負担の公平な分担、観光振興・地域活性化への投資、持続可能な観光の実現、そして地域住民の生活環境の保全なども含まれます。

よって、宿泊税は、観光客による費用の穴埋めだけが目的ではなく、先ほど申し上げたような戦略的かつ未来志向の財源としても位置づけることができます。

穴埋めだけではない、町がこれから必要とする未来的な思考の観光の施策を実施するような用途も併せて含めるべきだと考えます。町のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、宿泊税の収入についての用途について、また有効的な活用について今後研究してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますでしょうか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） では、最後に、町長にお伺いいたします。

これまでの答弁を聞き、地下水税や宿泊税について、町長としてどのように感じられたのかを改めてお伺いしたいと思います。

確かに、全国的に見ても、地下水税を導入している自治体はまだございません。ですが、地下水は限りある大切な資源です。

本町でも湯船原工業団地では揚水量が制限されておりますが、その一方で、それ以外の町内地域では、実質的に無制限に地下水が使われているのが現状です。このままでは、将来にわたって安定した水資源の利用が難しくなる可能性も考えられます。

企業・町・住民、そして未来の子ども達、小山町のためにも、地下水の保全にしっかり取り組んでいくことは、町としての責任なのではないのでしょうか。

そのための調査や管理には当然費用もかかります。

であるならば、地下水を利用している企業の皆様にもその一端を担っていただくという考え方も、今後検討すべきだと私は考えております。

また、宿泊税についても少し気になる点がございます。

町の答弁を聞いていますと、本来、目的税であるはずなのに、観光によって町にどれだけの負担がかかっているのかという試算が行われていないなど、正直なところ、まず課税ありきという印象が拭えません。まだ検討中であることは重々承知しております。ただ、宿泊税を導入するのであれば、協力をお願いする事業者の方々にもしっかりと理解と納得を得られるようにすること、そして、その税金がどのように活かされているか、成果が見える形で運用していくことが大切だと考えております。

冒頭でも申し上げましたとおり、私達は地下資源の保全や観光振興、地域のインフラ整備・充実を通じて、今後も選ばれる町として成長していけるように、しっかりとした財政的な基盤を築いていく必要があると考えています。

町長として、こうした取組に対してどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 小林議員の御質問にお答えしたいと思いますが、この2点につきましては、まだまだこれから研究して取り組む事業であると思います。

特に地下水については、これはなかなか難しいですね、これは。そういうことで、今ここでどうこうは言えませんが、しっかりとこれは調査しながら取り組んでいかせていただきたいと思っています。

宿泊税につきましては、前にも答弁しているとおり、前向きでやっていくつもりでございますので、また御指導のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますでしょうか。

○6番（小林千江子君） 以上で終わりにします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 通告に基づきまして、民生児童委員の推薦方法と選任について質問いたします。

地域で困っている方々の相談相手であり、独り暮らしの高齢者や障がい者、生活困窮世帯の状況を把握したり、子育て家庭を支援し、必要であれば行政や福祉サービスに橋渡しすることが民生児童委員の役割と定義され、地域福祉の担い手として大変重要視され、厚生労働省から委嘱される特別職の地方公務員です。

しかし、全国的に民生児童委員の定員に充足する数は20年ほど前から年々減少傾向にあり、改選時の本年12月には多くの自治体で定足数を下回る状況のようであります。

本町においては、各地区の区長さんを通じ委員の推薦を依頼していますが、委員を簡単には引き受けてもらえないことも多く、大変苦慮していると聞いています。

また、民生児童委員の役割や活動内容を認識している住民も多くないことも要因となり、さらに従来は年齢制限や活動のノルマがあり、活動の大変さから欠員を生じる大きな要因と推察されます。

現状では、平日に時間的余裕のある人が少ない状況であり、委員になれば業務量は多岐にわたり多いことなど対応できないとの理由から推薦を断られてしまうことが多いと言われてしています。

活動負担の軽減、年齢要件の緩和は、一部では緩和の方向ではありますが、本来ならば町で行うべきことを民生児童委員に押しつけているようにも見受けられます。

また、本町では、委員の欠員は深刻な状況ではないようではありますが、全国的な動向や推薦人の負担を考慮すると、大幅な改善が必要ではないかと思われまます。

今後、委員に推薦しやすくするためには、業務内容をさらに簡略化し縮減を行い、町からの経済的な支援の増額や個人的な活動費の負担を大幅に軽減させる対策が必要と考えます。

以上のことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、今後、民生児童委員の欠員解消につながる改善策を早急にも検討すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 岩田議員にお答えします。

地域住民の身近な相談相手として活動する民生委員児童委員は、民生委員法第5条の規定に基づき、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱されます。任期は3年で、本年12月に全国で一斉改選されます。

本町の民生委員児童委員の定数は、静岡県条例により、民生委員児童委員は41人、主任児童委員が3人の44人と定められております。

全国的に民生委員児童委員の担い手確保は、地域社会における重要な課題の一つであり、特に高齢化が進む中でその影響は顕著になってきております。

県では、候補者推薦に係る年齢基準について、75歳未満の方を選任するよう努めることとしていましたが、委員の充足率が低下していることなどを踏まえ、健康状態等に問題がなく、継続的な活動が可能な者を地域の実情に応じて推薦することと選任基準が見直されました。

本町の委員選任方法につきましては、委員活動は地域との連携が欠かせないことなどから、候補者の選出を委員改選1年前の12月に区長に依頼させていただいております。本町では、地域の皆様や就任いただく方々の御理解と御協力により、現在、欠員が生じておりません。本年12月の改選につきましても、町と区長と協力して民生委員児童委員の確保に努めているところであります。

民生委員児童委員確保に向けては、次の4点に取り組んでいきたいと考えております。

1点目は、人材の確保についてであります。幅広い視野に立って候補者を選任するため、引き続き地域の状況を把握されている区長へ選任依頼をしていきたいと考えております。

2点目は、委員の負担軽減についてであります。委員の活動は、地区会や専門部会の活動をとおして、他の委員と協力や連携し活動することができます。さらに、協力員制度があり、必要に応じて協力員を付けることができます。本町におきましても、現在4人の委員がペアサポーターの配置を利用し、協力員が1人で活動が不安な委員の補佐をしております。

また、委員の活動費につきましては、活動に支障が出ないように引き続き財源の確保に努めてまいります。

3点目は、委員活動の啓発についてであります。委員の役割や重要性、活動を積極的に紹介し、委員の活動を知ってもらい、周囲から理解されることにより、委員として活動することの意義ややりがいを伝えていきたいと考えております。

4点目は、地区編成の見直しについてであります。現在の地区編成について、委員から意見を聞き取るとともに、人口や世帯数、高齢者数、地理的条件等を総合的に勘案し、担当地域の見直しも必要であると考えております。

このような取組により、引き続き民生委員児童委員の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 今の答弁の中で四つの重点目標というようなことを聞かせていただいたわけなんですけど、実は私もこの問題、問題というか、この民生児童委員の欠員の問題については、池谷町長のときにも同類の質問をしました。そのときも、やはり喫緊の課題だというようなことで進められていたわけなんですけど、それ以降、特に大きく変わった内容じゃなくて、私の知っている限りですと、年齢制限が今まで70歳だったのが、それがなくなった程度で、ほとんど中身については変わってないというような意味合いでしか私は捉えておりません。

今の答弁の中でも、やはり四つの課題を列記してもらっているんですが、どちらかといいますと、美辞麗句だけを並べた民生児童委員の定義だけを述べられているというような感じに受けるわけです。

そこで、民生委員法第10条で、民生委員には給与を支給しないものと規定されて、これは一応承知しているんですけど、今現在ボランティアで行っている民生児童委員の方には本当に敬意を表したいんですが、ちょうど先月、5月に民生児童委員の方々と意見交換する機会がありました。

そのときに幾つかの問題点を指摘されたわけなんですけど、ちょっとこれについて後で答弁をいただきたいんですが、まず、民生児童委員になった方で、一つには1期3年のつもりであった方が、ほかの交代要員がいなかったから10年やっているというような、10年以上やらなきゃならなくなったという方がいました。

それで、あと区長に委員の推薦を依頼しているのは、これは当然でしょうけど、候補者がいなくて区長が後を行わなければならなくなったというような例も何人か聞いております。

あと、ノルマが毎月、活動報告を町の方に報告するんですが、これについても業務量が多過ぎて、なかなか負担があり過ぎるというようなことがあります。

一番よく聞いたのが、手当の不足です。これは実際にその地区で動いている中でガソリン代、また電話代で全てが消えてしまうというようなことが、話では聞いております。この点について何とか解決できないかというのは、逆に私の方からもそういう相談を受けたわけなんですけど、この点について認識はされていると思いますが、答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

民生委員の方ですが、推薦で長くやられているという方につきましては、委員の方には10月に意向確認をさせていただいております。その中で、継続するのか、それとも退任するのかという確認をさせていただきまして、その後、区長様に推薦依頼を行っております。なかなか区の方でも委員の方が確保できないということで苦慮されているケースもございまして、そちらにつきましては、区と委員さんの方で話し合いをしていただいて、継続していただくかというお話もさせていただいて、それぞれ区の方から推薦の方が上がっているような状態であります。

続きまして、民生委員の業務量、負担軽減につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりですが、活動につきまして、部会、地区会等で委員の方が協力し合って対応しております。協力員制度も利用させていただいております。また、関係機関ということで、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどとも連携を強化しまして、委員が1人で抱え込まないように支援体制の整備も力を入れております。

町としても、それぞれの委員が活動の中で何か負担を感じていることがあるのかというのも、今後も委員の方に、意見交換を行いながら現状の実情把握をしまして、支援体制の見直しなど取り組んでまいりたいと思います。

委員の活動費につきましては、民生委員法、先ほども議員がおっしゃったとおり、民生委員法10条で給与の支給はしないと規定されております。無報酬のボランティアとして活動しておりますが、活動に支障が出ないように活動費の確保、今後も活動に見合った財源の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○9番（岩田治和君） 最後に、活動費の関係でお話があったわけですけど、実際に民生委員法第10条で決められているということは私も承知しているわけなんですけど、インターネット等でちょっと調べてみますと、例えば、豊橋市では交通費等活動費として年間10万6,000円余を支給しています。あと、福岡県は独自で1,000円上乗せをしています。千葉市では年間11万4,000円を支給するという、こういうようなことで、実際には県の方から支給されている金額に上乗せしてやっているということが書いてありました。ですから、ぜひこの点についても今後検討課題として私は考えていただきたいと思いますが、ただ金銭的な対応だけではなく、ほかの方法は幾つもあると考えます、欠員に対しての解決策というのは。

ただ、現状を見てみますと、東京都では9割の自治体が欠員しているというような状態になってきていますけれども、小山町も今回は何とか足りているといっても、今後恐らく欠員が生じてくる可能性は十分あると思われしますので、今後ちょっと問題、今後の課題としてちょっとお答えいただきたいんですが、民生委員の定例会を平日の夜や週末に行ったり、あとオンライン化ができないか、それについてまず答弁をいただきたいと思います。

あと、地域福祉に関わる民生委員の活動の魅力を町民に周知していただきたいということです。先ほど私が本来町でやるべき仕事を民生委員が引き受けているというような課題を言いましたけど、例えば近くの野良犬だとか、飼い犬の問題だとか、あと地域の騒音の問題なんかも民生委員の方に言われてくるもので、本当に活動に困るんだ、そういうこともよく周知してもらわないと、民生委員として活動がしにくいんだということも言われておりますので、その辺についての答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 再々質問にお答えいたします。

民生委員の定例会につきまして、夜やったり週末にやったり、オンライン化はできないかということですが、今までそのような課題が上がってきませんでしたので、今後、委員の方に確認をしまして検討してまいりたいと思います。

地域福祉の周知ということで、高齢化や高齢者の就労率が高いことから担い手不足が課題となっておりますので、将来にわたって持続可能な地域福祉を実現するためにも、若年層や現役世代の参画なんかも促していくように、重要な課題であると捉えておりますので、今後、地域のイベントだったり、広報紙、あとSNS等を通じまして、民生委員の活動内容を分かりやすく発信し

まして、関心を持ってもらえるような機会の創出に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○9番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月11日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時57分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鈴 木 豊

署 名 議 員 平 野 正 紀

署 名 議 員 池 谷 元

令和7年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和7年6月11日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君  
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君  
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君  
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君  
13番 鈴木 豊君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	林業振興課長	湯山 光司君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長 杉山 則行君 議会事務局書記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君

散 会 午後0時00分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

4番 牧野恵一君

1. 地下水の保全と活用について
2. 小山町行政改革大綱の内容と成果について

2番 池谷 元君

1. アーバンスポーツパークの推進

5番 臼井光昭君

1. 就職氷河期世代の課題について

10番 藺田豊造君

1. ホテルジャストワンの土地について
2. バイオマス発電所の熱売却について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の段にて質問し、再質問からは議員側の段で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の段で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

---

日程第1 一般質問

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

最初に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、2点について、一括質問一括答弁方式で質問いたします。

1点目は、地下水の利用と保全について。

2点目は、小山町行政改革への取組と成果についてであります。

初めに、地下水の保全と活用についてお尋ねをいたします。

20世紀から21世紀に変わったときに、NHKで21世紀は水の世紀だとするドキュメンタリー放送がありました。地球規模の視点からしたら、20世紀は石油をめぐって争ったが、21世紀は水をめぐって争うだろうという趣旨で、世界で安全な飲料水を得られない人が11億人いる。地球上の水の約97.5%は海水で、淡水は南極や北極の氷の溶け水がほとんどであるといった、科学的な根拠の基での人類への警告であったと思います。

我が国でも産業活動で大量の地下水をくみ上げるようになって、井戸水の枯渇や塩水化、地盤沈下といった問題は、昭和の後期には顕在化していました。

私が御殿場市役所に勤めていたときに、三島市の環境団体が、楽寿園の小浜池の水が枯れたのは、御殿場の工業団地で地下水を大量にくみ上げたからだ、それが原因だとして抗議に来たことがありました。

当時は楽寿園の近くの大企業は、確か1日3,000トンをくみ上げていました。したがって、原因はそちらではないかといったやり取りをしたのを覚えております。科学的な反論ではありませんでしたけども、その企業が事業を大幅に縮小してから楽寿園の小浜池の水量が問題になったこと

はないと思います。

では小山町についてですが、ふるさと納税の返礼品で小山町産の水が好評のようです。私もペットボトルの産地名に小山町の表示を見ると、誇らしい気持ちもわいてきます。小山町が誇れるものの一番が、蛇口をひねれば出てくる清冽な水道水だと思っています。

東京では幾ら蛇口をひねっても生温かい水しか出てこず、川の水を水源としている大都会の人達に比べて、地下水を飲み水にしていることのありがたみを強く感じました。

一方で、小山町の水が大人気だとの話を聞くと、ごく自然な懸念もわいてきます。町民の生活への供給に心配がないだろうか。地下水のくみ上げで、ほかの事業活動に影響はないだろうか。果ては、下流にある神奈川県のある町への影響はないだろうかなどなどであります。

そこで小山町の地下水利用への基本的な姿勢、地下水は公の財産で有限の資源であるという理念と大規模な事業活動での地下水利用というベクトルの違いをどのように調整しておられるのか説明をお願いします。

また、地下水の涵養という点で質問いたします。

別に新しいテーマではありませんが、地下水は命の源だという認識に立つならば、地域の恵まれた水環境の保全に、より積極的な施策が必要ではないでしょうか。小山町は富士山からの緩傾斜で酒匂川水系のみにある点では、地下水源の科学的な考察はしやすいのではないのでしょうか。

地下水の涵養は、これを利用している企業にとっても重大な課題だと思います。官民共同で地域の水循環の実態を調査し、地下水涵養の方策、あるいは効果的な場所を地図化するなどして、地下水対策を見える化することは、流域の最上流部に位置する小山町にとって必要なことではないでしょうか。お考えを伺います。

2点目の行政改革の内容と成果について質問いたします。

行政改革は地方政府にとっては永遠の課題であり、小山町は昭和60年度に第1次行政改革大綱を作成してから、今年3月に策定された第11次大綱まで40年間にわたって行政改革大綱に基づいて行政改革を進めてきたのであります。

令和2年度に策定された第10次行政改革大綱に係る評価が令和4年度になされています。そこでは、組織マネジメントによる行政運営の強化、ICT活用によるスマート自治体の推進、公共施設マネジメントによる財政運営の強化というかなり難しい三つの基本目標と八つの方策、15の事業、約40の項目について、実施したか否かを基準にして評価したシートが公表されています。

そこで質問ですが、第10次行政改革大綱で最も町民サービスの向上に効果を発揮したと考えられる事業は何であったか。また、評価が低い事業は何であったか、その理由は何かということをお聞かせください。

そして今回の第11次行政改革大綱では、行政運営の効率化、人財への積極的投資、行財政運営の強化の3点を基本目標に据えています。

私が最も重要だと考えるのは、2番目の人財への積極的投資であります。この基本目標では、

公務員倫理やコンプライアンス意識の徹底を掲げています。具体的には、町の事務事業は法令に適合し、透明で公正に執行される必要がある。不適正な事象などの発生の防止のため、コンプライアンス研修に取り組むとしている点であります。

私は、今の小山町役場の最大の問題はまさに法令に適合していない事例があまりにも多く、公務員としてのプライドを欠いた行政運営にあると思っています。

直近の事例では、谷戸山の家を補助金を得て世代交流という行政目的のために作ったにもかかわらず、地方自治法が求めている公の施設としての設置条例も定めず、売払いが自由とする普通財産として扱っている例、菅沼の町営住宅建設の債務負担行為は、長期にわたって町民から借金返しを認めてくれという議案なのに借主が払うから町民負担はないと、債務負担の定義を間違っで説明した例などなど枚挙にいとまがありません。こうしたことは、かつて小山町行政の中でもなかったことです。

そこで質問します。このたびの株式会社ふるさと納税に係る株式会社の設立などの新規事業や議案に関する法的な事前チェックはどのようにして行われているのでしょうか。お答えをお願いします。

さらに問題なのは、議会の場で間違った発言があっても誰も訂正しないということです。議場で職員の間違った発言があったときは副町長や企画総務部長が随時、暫時休憩を求め、再開後、訂正の発言をするのが常道です。永久保存の議事録に間違った発言が残ることは恥になりますから、組織の能力をかけて対応するはずですが、しかし、私の知る限りそうした対応は一度もありません。これでは、役場そのものがコンプライアンス欠乏症に侵されていることになります。

第11次行政改革大綱で、町の事務事業は法令に適合し、透明で公正に執行される必要がある。不適正な事象などの発生の防止のため、コンプライアンス研修等に取り組むとの方針を示しているのは、まさに的を得た方針であると思います。問題は、この目的に向かっていかに実効性を上げることができるかであります。町民参加でまとめた大綱であればこそであります。

そこで提案を含めた質問であります。現在の第11次大綱では、目標に対して具体的な取組を例示している点では、難解な行政用語を多用しているという点を除けば、かなり分かりやすくなっていると思います。しかし、これまでの取組を見て、課題は成果を厳密に検証する手段と視点だと思います。計画を立て、実行し、検証し、改善行動に移るといふ、いわゆるPDCAサイクルの中では、目標の達成具合を顧みる工程が一番大切だと私は考えます。

そこで、目標の達成度を測る作業に大綱の策定委員さんなど、サービスの受け手である町民に加わってもらったという提案であります。評価への町民参加を前提にすれば、目標そのものを抽象的な表現を避け、プログラム化したり、数値化したりすることになるでしょう。評価も付度なく厳しくされれば、より有効な改善行動に結びつくのではないのでしょうか。

行政改革大綱は重いテーマを扱うのですが、ややもすれば職員への浸透が十分とは言えないのではないのでしょうか。行政改革大綱の実効性を高めるためには、町民の評価への参加、そして目

標のプログラム化と数値化が有効だと考えますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員にお答えします。

初めに、本町の地下水の保全と活用についてであります。

本町の地下水の保全と活用につきましては、第5次小山町総合計画において、良質で豊富な地下水は貴重な自然資源であり、地域の財産であることから、この水資源が清らかで豊かであり続けるように、採取と保全のバランスを取りながら有効に活用していきまるとしており、清らかで豊かな水資源の保全と活用を施策の柱として取り組んでまいりました。

地下水の採取につきましては、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱において、地下水を採取する場合は、揚水機の吐出口の断面積が14平方センチメートル以上の地下水及び温泉の採取について、町に申請し、承認を受けなければならないこととしております。

また、揚水設備設置に関する基準を設け、新設しようとする揚水設備と既にある設備との相互間の距離を保つよう指導しているところであります。長年の土地利用事業による地下水採取の指導により、これまで揚水設備の設置によるほかの井戸への影響は発生しておらず、また、本町において、年2回、町内10か所において定点観測している湧水量及び町水道施設の井戸の水位に対する影響も確認されておりません。また、毎年地下水をくみ上げている事業所を対象に、揚水量の実態調査も実施しています。

なお、湯船原における開発事業におきましては、地下水の賦存量調査を実施し、各事業所の井戸の深さを指導し、設置後の揚水量を確認しながら、適切な地下水利用を進めております。地下水の涵養につきましても、間伐や除伐などの適切な森林管理などにより、水源涵養林の保全に取り組んでまいります。

次に、小山町行政改革大綱の内容と成果についてのうち、第10次行革大綱で成果を発揮した事業、低い事業についてであります。

令和2年度から令和6年度を計画期間とする。第10次行政改革大綱では、3本柱の基本目標に、それぞれの方策と、それにぶら下がる39の取組項目を定めております。毎年、行財政改革審議会において、進捗状況の確認と評価をしていただいております。

特に効果を発揮した事業として、1点目は、DXガイドラインによる行政のデジタル化であります。ICTツールを導入して、定型事務の自動化、効率化が図られ、作業時間の削減が進んでおります。

2点目は、行政情報の発信において、LINEの町公式アカウントを開設し、広報のほか、分野別情報やイベント開催に関する案内を配信しているところで、登録者は年々増加しております。

3点目は、納税等のキャッシュレス対応を推進し、金融機関やコンビニに出向かずに、スマートフォンアプリにより支払うことができるようになりました。また、窓口における手数料の納付においても、キャッシュレス決済が可能となったことから、利便性が向上し、いずれも年々利用

者が増加しております。

一方、進捗を図ることができず、評価が低かった施策及び事業は、働き方改革及び民間活力の活用に関する事業でありました。

主なところでは、職員の意識改革を推進するために、働き方改革に対する職員ニーズの掘り起こしなどのための職員アンケート調査を計画していましたが、実施できませんでした。また、民間活力の活用に関する事業では、PPP手法によるコスト縮減や施設サービスへの向上への取組を進めることができませんでした。

次に、新規事業や議案に対する法的な事前チェックは、どのようにして行われているのかについてであります。

事業を実施するに当たり、地方自治法、地方財政法などの法令を遵守し、職員は事務を進めていく上で、法令集や地方財務実務提要などから、事務が適正であるか確認しております。判断がつかないなど困った場合には、町の顧問弁護士をはじめとする外部有識者に問い合わせ、確認しております。

次に、行政改革大綱の実効性を高めるための町民の評価への参加と目標のプログラム化と数値化についてであります。

行政改革大綱を策定する際、町長が行財政改革審議会に諮問し、同審議会で十分協議していただき大綱案をまとめ、町長へ答申していただいております。

令和7年度から令和9年度を計画期間とする第11次行政改革大綱の策定においても、町民代表12名と大学教授である学識経験者1名で、行財政改革審議会を構成し、各分野にわたり多くの意見をいただきました。

第11次行政改革大綱の進捗管理について、担当である企画政策課が総括で進めていきますが、主な関係課を明確にし、実効性を高めてまいります。また、取組項目である事業について、毎年、関係課からの事業の進捗状況を取りまとめ、それを行財政改革審議会においてチェック及び評価を行ってまいります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をいたします。

まず、1点目の地下水の保全と活用についてであります。

小山町の水環境について言えば、ここ10年余で一変してしまいました。300ヘクタール余の山林を切り開き工業団地に土地利用を変換しました。山林の防災機能、地下水涵養機能は著しく低下しました。

それに対して、富士山麓産、小山町産の水は大好評で、ふるさと納税の返礼品として稼ぎ頭のようなようです。

富士山周辺では、くみ上げ量の規制という声は小さくなってしまっているように感じます。

かつては、産業活動で消費する水はリサイクル、再利用、循環方式などで地下水のくみ上げ量の最小化が最大の課題でした。しかし、現在の経済活動は、水そのものを売るといった形が一気に普及してきて、再利用やリサイクルという工夫でカバーできない状況だと思います。ふるさと納税で町に大きく寄与している地下水産業に水を差すとも受け取られる面もあり、地下水保全を優先施策とは言い出しにくい実情もあります。

小山町では先ほどの答弁で、地下水のくみ上げに関して、土地利用上の適正化で井戸の規模等を企業に対して指導している。地下水の賦存量調査も実施している、森林管理を適切に行って水源涵養林の保全に取り組んでいるとお話でした。しかし、命の根源に関わるテーマであるわけですから、地下水の保全にもう一步踏み込んだ取組があってもよいのではないかと考えるところでは。

新しいことではありませんが、サントリーやコカ・コーラは取水した量以上の地下水を涵養するという取組を進めています。その取組を広く社会に広げていこうとする活動もしています。小山町も2017年にサントリーと協定を結び、天然水の森静岡おやまとして水源涵養に取り組むこととし、環境省が認定する自然共生エリアにもなっているようでもあります。サントリーは水保全について科学的な知見を有する有数の企業であります。そして、町、国、地下水利用に高い理念を持つ企業が連携して地下水涵養へ取り組むスタイルは、まさに理想形だと思います。この取組の実績評価について、どのように考えているか質問いたします。

2点目の行政改革大綱の話でございますが、この成果については、今、答弁がありましたように、デジタル化に係る事務改善では、大局的には効果があったということになるかと思えます。しかしながら、高齢者には新しい行政手段に慣れていないという現実もあることを認識した上での町民サービスに努めてほしいと要望いたします。

第11次大綱で公務員倫理やコンプライアンス意識の徹底を掲げています。町民の皆さんの役場の職員に対する評価、満足度は決して高くありません。それは、接遇から業務の習熟度、公務員としての倫理感などなどであります。大綱で掲げた取組は、町民の求めている願いでもあります。町民の声に耳を貸さない行政姿勢も相まって、町には不満が渦巻いています。町民の視点で行政改革の大綱に向かうことを求めて、2点目の質問は終わります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再質問にお答えさせていただきます。

町は、平成29年2月サントリーホールディングス株式会社と丸善食品工業株式会社と森林整備協定を締結しております。協定に基づく本町の主な活動といたしましては、町民参加による植樹イベントを毎年開催しており、昨年は北郷の森にて11月に開催し、一般参加14名、企業の職員やその家族47名が参加し、クヌギやコナラの植林を実施いたしました。この取組により、森林の持つ水源涵養機能など、水保全について体験するよい機会であり、また、企業が社会に貢献している広報活動にもなるものと考えております。

本町といたしましては、引き続き企業とともに植樹イベントを開催し、この活動を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 地下水のことですが、今、行政、住民、関係企業が三位一体となって地下水に向き合う姿というのは、敬意を表するところであります。さらに行政が中心となって、富士山麓にリングを作るように、このような活動が展開されるということを要望して、私の質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で1問質問させていただきます。

件名、アーバンスポーツパークの推進です。

令和6年6月の私の一般質問や令和7年3月議会における米山千晴議員からの質問においても、アーバンスポーツパーク設置についての答弁をいただいておりますが、アーバンスポーツパーク推進の立場から、改めてお伺いいたします。

アーバンスポーツについては、スケートボードが東京2020オリンピックで正式種目に採用されて以降、2024年パリオリンピック、2028年ロサンゼルスオリンピックの種目として引き続き採用され、昨年のパリオリンピックにおいては、日本人選手の活躍で金メダルが2個、銀メダル2個を獲得するなど、日本人の意識の上でも次第に身近なスポーツとして定着しているところであります。

実際にスケートボードの競技人口は約3,000人、愛好者につきましては約50万人と言われ、アーバンスポーツの人気の裾野は徐々に拡大してきていると言えます。こうした状況を受けて、お隣の神奈川県山北町においては、地元の中学生の要望を受け、昨年4月にスケートパークが開園し、多くの愛好者がスケートボードを楽しんでおります。

そして静岡県内においても、静岡市の東静岡駅北側において、スケートボードが可能な東静岡アート&スポーツ／ヒロバや自転車のBMX、バスケットボールのスリーエックススリーなどを楽しめる沼津市のストリートスポーツパークが開園されるなど、徐々にアーバンスポーツパークの実施場所が広がってきたところですが、残念ながら、静岡市の施設はアリーナ建設のため令和7年度中の閉鎖が決まっており、沼津市の施設におきましても、今年度中の閉鎖が予定されておりましたが、実証実験の延長が発表されました。これはあくまでも実証実験の延長がされただけです。

我が町、小山町に目を向けてみますと、子どもや愛好者がスケートボードやバスケットボールのスリーエックススリーを気楽に楽しめる場所がありません。さらに、令和7年度以降は、静岡県東部地域においては、アーバンスポーツを安心して、継続して気軽に楽しめる環境ではなくなってしまうと見込まれます。

そこで、青少年健全育成のために、アーバンスポーツパークを整備し、まずは我が町、小山町内の子どもや若者達がスケートボードやアーバンスポーツに気軽に親しみ、集まれる居場所をつくり、町内のアーバンスポーツ競技人口、また、大人も含めた愛好者を拡大していくことが重要であります。

令和7年1月においては、御殿場市スケートボード振興会小山町支部が発足し、アーバンスポーツパークを小山町に設置を願う署名活動も始まっております。町内外から、アーバンスポーツパーク設置を願う声が集まってきております。小山町にアーバンスポーツパークを整備し、このアーバンスポーツパークを会場に国内のトップレベルの選手や競技経験者を講師に呼んで、教室を定期的で開催することにより、将来的には町内からオリンピックなどの世界大会に出場する選手が育成可能となります。

そうした選手の育成に加え、アーバンスポーツの先進地として、全国大会や国際大会、Xゲームなどを誘致することにより、小山町がアーバンスポーツの聖地となるのも夢ではありません。実際に沼津市においては、フェンシングをつうじたまちづくりを推進しており、トップ選手や子ども達が利用可能な拠点施設を整備することにより、大会や合宿を誘致することによって、市全体でフェンシングを核としたまちづくりが行われております。将来的には、沼津市から世界で活躍できるフェンシングの選手が誕生することが期待されます。

さらに、地域経済に与える影響という側面からも有効だと思います。町内に整備するこのアーバンスポーツパークへ行くことを目的として、町内、県東部地域から来訪に加え、首都圏から交通至便な小山町の利便性を活かし、神奈川県西部地域、東京、山梨県などの利用者も見込まれ、こうした町外からの継続的な利用者の来訪により、町内での食事やお土産購入の機会が増大し、経済波及として、地域の活性化も期待できます。さらには移住定住を決める一つの要素にもなり得ます。

これらのことから、町営アーバンスポーツパークを早急に整備すべきと考えております。そこで、以下のことをお伺いいたします。

まずは1点目、アーバンスポーツパークを設置する考えがあるのか、町長にお伺いいたします。2点目、アーバンスポーツパーク設置に向けての視察、調査を行うのか。3点目が、アーバンスポーツパークが小山町にもたらす効果をどのように見込んでいるか。

以上3点お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

初めにアーバンスポーツパークを整備する考えがあるのかについてであります。

アーバンスポーツにはスケートボードをはじめ、自転車BMXやバスケットボールのスリーエックススリー、スポーツクライミングなどがあり、特に子どもや若者の競技人口が急増しております。

議員御提案のとおり、スケートボードを中心とした専用施設を小山町に整備することは、町のアーバンスポーツの振興や青少年の健全育成、地域活性化などの様々な効果が期待されることから、設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、アーバンスポーツパークの整備に向けた視察や調査を行うかについてであります。

今後、アーバンスポーツパークの設置に向けた検討に当たって、既に設置している自治体への視察を進めてまいります。さらに、首都圏からの来訪者などの需要や施設の規模、建設費用やランニングコスト、経済波及効果などについて調査していきたいと考えております。

次に、アーバンスポーツパークが小山町にもたらす効果をどのように見込んでいるかについてであります。

スケートボードの練習場をしっかりと運営、管理することにより、スケートボードをつうじての町のスポーツ振興が図られるとともに、スケートボードが若者のたまり場の遊び場としてではなく、スポーツを通して青少年の健全育成が図られることになると考えております。

また、県東部地域や首都圏から小山町のアーバンスポーツパークへ行くことを目的とした来訪者の増加が予想されることから、継続的に小山町へ人が訪れる関係人口の拡大も期待でき、地域経済の活性化に寄与されると考えております。

アーバンスポーツパークの設置は、スポーツ文化エリアが拡充され、総合運動施設との相乗的な効果も期待できると考えておりますので、屋内温泉プールに隣接して整備することを検討してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 町長から非常に前向きな御回答いただきまして、ありがとうございます。

それでは、2点ほど再質問をさせていただきます。

既にアーバンスポーツパークを設置している自治体への視察を行うとのことですが、具体的にはどこの場所に視察に行くのか。

2点目です。アーバンスポーツパークを設置することで、文化エリアが拡充され、総合施設との相乗効果も期待でき、屋内温水プールに隣接し整備することを検討するとの答弁ですが、さらに多くの人に利用していただくために、その施設には、カフェやスケートボードのショップの併設は考えているのか。

以上2点、お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 視察先ではありますが、神奈川県藤沢市にある藤沢市立鶴沼海浜公園ハグライドパークや、茨城県笠間市のムラサキパークかさまや、静岡市の今、お話のあった東静岡駅北側に隣接する東静岡アート&スポーツ/ヒロバなどを視察先として検討をこれからしていきたいと思っております。

それと、カフェやスケートボードショップの併設は考えているのかということについてであります。アーバンスポーツパークや温水プールの利用者をはじめ、お子様を連れてくる親御さんらが休憩する場所として施設にカフェを併設することも、これから検討していきたいと思っております。その他に、スケートボードショップについても御質問ございましたが、これらについても自治体への視察をした上で検討していきます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再々質問はないんですけども、大変前向きな御回答いただいたと感謝しております。質問ではないんですけども、やはり本当にいい施設、本物の施設を造れば人は必ず集まり大事にするとお思います。その実例が町内にある森村橋。森村橋は、新しくお金をかけて直して、その周りに住んでいる方が、お祭りを自主的に開催しております。

そして、豊門公園も同じく直していただいて、リニューアルして、そこを人が大事にしています。あの藤曲の土地にカフェができるなんて僕も正直思ってなかったんですけども、町内の事業者の方が手を挙げてくれて、今、カフェを営業しています。

それと私が一番、町内でうれしかったのは、本格的な施設という規模感は違うかもしれませんが土俵です。金時まつりの相撲大会、私、好きで出ていました。金時まつりでは一勝もすることができなかつたんですけども、あのような土俵が欲しいなと子どものときに思っておりまして、この間の金時まつりに餅まきをやらせていただき、土俵に上がったことを非常にうれしく思いました。

そのように本格的なものを造れば必ず人は大事にし、それを思い出としてこの先残っていくと思えます。子ども達も、本当にこのパークを造ってほしいと、私にダイレクトメッセージを送ってくる方もいますので、ぜひ本当に前向きに御検討の方、どうぞよろしくお願いいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（鈴木 豊君） 次に、5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 就職氷河期世代の課題について、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしくお願ひします。

今回の質問の背景には、今、私達の町でも静かに、しかし確実に進行している深刻な社会課題があります。それが1970年から1985年生まれの就職氷河期世代の問題です。今、40代後半から、50代半ばのこの世代は、バブル崩壊後の厳しい雇用環境の中、新卒採用の機会に恵まれず、非正規や無業のままキャリアを築けなかつた方が多くいます。

その影響は、単なる個人の問題にとどまりません。この世代が今後65歳を超えて高齢者層に入っていくことで、年金が少ない、住宅を確保できない、病気になつても医療を受けにくい、誰にも頼れず孤独死してしまう。そういったリスクが、町の福祉や医療、住宅政策に重くのしかかつてくるのではないかと危惧しております。

実際、小山町においても、この世代の人口は約2,000人と推計されており、これは町全体の人口

構成の中でも無視できない規模です。将来、この2,000人の方々が一斉に年金生活に入り、しかも年金額が月5万円から10万円未満という方が少なくないとなれば、生活保護や医療、介護支援が急増するのは当然の流れです。町の財政にも確実に影響してくるでしょう。

そこで最初の質問です。

町として、この就職氷河期世代の問題をどのように認識しているのか。町の今後10年、20年の中長期的な社会課題として、どのように捉えているかを伺います。

次の質問です。

町が現在実施している、あるいは今後予定している就職氷河期世代に対する具体的な施策があれば、お示しいただきたいと思います。

最後の質問です。

さらに、国や県では専門窓口の設置、職業訓練と給付金制度、地方公務員の中途採用など、様々な支援策が講じられてきましたが、こうした施策を踏まえて、町としてどのように連携し、あるいは補完する対応を考えているのかも伺いたいと思います。

町の未来をつくるのは、今、声を上げにくい人達への目配りと備えだと思えます。この問題は、就職氷河期世代という特定の層に見えながら、実は町の福祉、財政、地域力、全体に関わる根幹の問題です。ぜひ正面から受け止めていただき、町としての方針や方向性を明確にさせていただきたいと思い、今回この質問をさせていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 臼井議員にお答えします。

就職氷河期世代の課題についてのうち、初めに、就職氷河期世代の問題をどのように認識しているのか。中長期的な社会課題としてどのように捉えているのかについてであります。

一般的に就職氷河期世代とは、1990年代から2000年代、バブルがはじけた平成初期・中期の約20年間の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代が就職氷河期世代と言われております。

厚生労働省では、その世代の中に、希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いている、全く仕事に就いていない、社会参加に向けた支援を必要とするなど、様々な課題に直面している方が多数いると分析しております。その支援策として、国は、地域ごとにハローワークや地域若者サポートステーション、ひきこもり支援センター、自立相談支援機関などの地域基盤を活用し、課題解決のサポートをしております。

これを受け、静岡県内においては、静岡労働局が中心となり、静岡県、経済団体、労働団体、業界団体等で構成するしずおか就職氷河期活躍支援プラットフォームが令和2年8月に設置され、支援体制が強化されているところであります。

就職氷河期世代の方々の支援については、その課題が多分野にわたることから、様々な専門的な機関が広域で連携することにより、サポートにつながるものと考えられます。

本町の就業構造を見てみると、第三次産業が7割を占めており、50代半ばまでは特に自衛官の割合が多いことから、就職氷河期世代における就業者数の減少などの顕著な傾向は見られません。また、町内や北駿地域の雇用環境についても、大規模商業施設や企業立地の進捗に合わせ、世代を問わず求人が大幅に増加している状況にあります。

生産年齢人口が減少する中、今後シニア層の就業もさらに進むものと推測されることから、中長期的な就職氷河期世代の方々が、本町の財政的な課題になるものとは考えにくい状況にあると考えております。

次に、現在あるいは今後予定している就職氷河期世代に対する具体的な施策についてであります。

小山町役場、事業所としては、1990年代から2000年代に職員の定数削減により、新卒採用は少ない状況でありました。しかし、将来的な行政運営に大きな影響が出ることが危惧されることから、定員の在り方を再検討し、これまでに就職氷河期世代の中途採用を積極的に進め、世代の平準化を図ってまいりました。

本町の施策としては、これまで就職氷河期世代の方々に特化したことは実施しておりません。就職氷河期世代に特化した取組ではありませんが、本町では未来拠点事業により雇用の創出はもとより、住宅供給など、移住定住施策を重点的に実施してまいりました。また、町内企業による就職フェアなどを実施し、新卒だけでなく、幅広い世代を対象とした就職支援をしております。

さらに、宿泊施設やモータースポーツフォレストなど、民間企業による投資が活発に行われており、今後も雇用環境は順調に推移するものと考えております。

次に、国や県では様々な支援策が講じられてきたが、町として連携し補完する対応を考えているのかについてであります。

生産年齢人口の減少とともに、今後、50代、60代、そしてシニア層の労働力はますます重要となってくることが予想されます。今後も関係機関と連携しながら、就職氷河期世代に限らず、就職支援、宅地供給のほか、人生100年時代に向けた健康寿命の延伸に向けた施策に取り組み、全ての世代が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） 再質問をさせていただきます。

私は就職氷河期世代の課題を雇用政策にとどまらず、福祉政策として捉えるべきだと考えています。この世代は、バブル崩壊後の厳しい経済状況の中で社会に出て、正規雇用の機会に恵まれず、非正規や無職のままキャリアを築く機会を失いました。そのつまずきは、今なお生活の不安定さや孤立という形で影を落としています。

ある当事者はこう語っています。「45歳を過ぎて、今さら正社員になれと言われても、そんな求人は現実にはない。企業で教育を受ける機会もなかったのに、自己責任と言われるのは酷だ」と。

これは個人の努力ではなく、社会構造の問題です。しかし、国や自治体の対応は20年以上遅れ、ようやく2019年に国の支援プログラムが始まりましたが、実効性のある取組は一部に限られています。本町においても、当局は第三次産業が7割、自衛官が多いから、就職氷河期世代に顕著な課題はないとの見解を示しています。しかし、これは根拠として不十分です。小売・サービス業など第三次産業の多くは非正規雇用を支えられており、就業者数が一定していても、雇用の質や生活の安定を保障するものではありません。

また、自衛官が多いという点も全体傾向とは無関係です。一部に安定職があるからといって、町全体に課題がないとは言えません。

さらに、就業者数が減っていないから問題がないという認識は、実態を見えにくくする危険な思考です。就職氷河期世代の多くは年金未納、低所得、社会保障の空白など、表面上の就労とは裏腹に困難な状況にあります。

静岡県では、既にしずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを設置し、三つの支援対象類型を設け、各市町の参画を明記しています。ところが本町はこの流れに十分対応しているとは言えず、構想も体制も未整備のままです。

私は、この課題に次の2点で早急に対応すべきと考えます。

第一に、就労支援だけでなく福祉的支援の視点を導入することです。年金が生活保護を下回ると予測される人や長期の非正規・無業状態から心身の不調を抱える人もおり、高齢者や障害者と同様に制度的な支援が必要です。

第二に、実態の把握と庁内体制の整備です。住民基本台帳、保険、税などの情報から該当者を洗い出し、福祉、健康、雇用の各課が連携する庁内プロジェクトを立ち上げるべきです。放置すれば、今後10年、20年にわたり、生活保護や医療、住宅扶助費の増大が財政を直撃します。当事者の声を、そして社会の責任を私達は重く受け止めるべきです。

町長に伺います。福祉政策として、この課題に本格的に取り組むお考えはありますか。そして、県の施策と連携し、町として実態調査と体制整備を進める意思はありますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 白井議員の再質問にお答えさせていただきます。

国が行っている氷河期世代への支援は、三つの柱となっております。ハローワークによる就職支援、無業者を対象とした地域若者サポートステーション、ひきこもりなどの相談サポートをする各種支援機関であります。その中で、福祉政策である、ひきこもりなどの相談サポートについては、静岡県の活躍支援プラットフォームの事業実施計画により、静岡県の担当部署と連携し、本町でも相談窓口を設けております。今後は県のアドバイザー派遣事業を活用し、体制整備の研修等を進めていくところであります。

氷河期世代の中には、所得が十分でない、就労が安定していないなどから、年金受給も十分で

なく、この社会保障の課題に対し、町は、国、県の施策と連携し進めていくことになります。

現在は、具体的な体制整備を進めておりませんが、本町の社会的状況等を確認しながら、現在の福祉施策も含め、施策等について研究していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○5番（白井光昭君） 質問ではありませんが、最後にちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

就職氷河期世代の課題に対し、ただいま前向きな回答をいただき、ありがとうございました。本町の約2,000人の該当者の実態を正確に把握することが喫緊の課題だと思います。就職氷河期世代の方々が、老後を安心して暮らせる小山町になることを祈願しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 菌田豊造君。

○10番（菌田豊造君） 私は今回、ホテルジャストワンの土地について、また、フォレストサイクルに対する熱の売却について、2点についてお伺いいたします。

まず、ホテルジャストワンの土地についてですが、今までの町の答弁においては、町のあれは土地であると言いながらも、現在、いかんともしがたいものがついているというところであります。

そこで私は、令和4年3月18日に静岡地裁において判決された和栄への土地の売却について違法確認請求事件、すなわちB事件について、当局の見解と今後の取組についてお伺いいたします。

まず、第1点の質問に入ります。

第1点の質問は、町は旧労働金庫跡地の買収についての住民訴訟について、発表だけ行って、住民にはB事件、すなわち違法確認請求事件の発表を行っていないが、どのような理由からか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 菌田議員にお答えをいたします。

平成30年第6号違法確認請求事件につきましては、令和元年9月27日の口頭弁論時に、平成28年第29号処分等差止請求事件と二つの事件が併合されて以降、1件の事件として扱われております。この併合された事件の判決の概要につきまして、令和4年3月29日に町は記者会見を行い、皆様に御説明をしております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○10番（藺田豊造君） 再質問します。

記者会見はどのような意図、目的があったのか、また、B事件については、どのような皆さんの反応があったのか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 再質問にお答えをいたします。

繰り返しになりますが、会見では判決の概要説明を行っております。報道機関からの質問に答える中で、当局側は、ホテル事業者がこのまま事業継続をするのが現実的であるとの説明をしております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 2番目について。住民訴訟という前代未聞ともいべき事案に対してどのような見解、その受け止め方について当局の考えをお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 本年3月定例会でもお答えをいたしましたが、裁判の判決は令和4年4月1日に確定をしており、判決の主文のとおりであると認識してございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○10番（藺田豊造君） 私は住民訴訟という一般的な問題について聞いています。こういう問題がどうして起こったのかということ考えたことありますか、それについてお答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 再質問にお答えをいたします。

恐らく手続の違法性を指摘されているのだと思いますが、そのような事実はございません。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 私はこの訴訟について言えば、裁判で採用された反訳に示されたように、町長の対応にも問題があったと考えるのですが、どうでしょうか。以前、私の質問に対して、その責任は私にあると素直にお答えくださいましたが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 特に問題があったとは考えておりません。そうであったとすれば、今後は気をつけて対応していくということであります。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 次に、3番に移ります。

判決文の中の4争点の3の(3)では、売却予定価格が漏えいされていたと認めるのが相当とされ、4においては認定の事実として予定価格が漏えいされたとされ、また、重大な瑕疵と断定されている。この断定をどういうふうに捉えているか、お答えください。

○議長(鈴木 豊君) 答弁を求めます。

○未来創造部長(遠藤正樹君) あくまでも判決理由の中で、予定価格が漏えいされていたと認めるのが相当であるという記載がございました。予定価格の漏えいはなかったものと認識してございます。

以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 再質問はございませんか。

○10番(菌田豊造君) 被告側としては、当然の答えであります。しかし、私達町民でさえも、平米当たり1万3,000円で売却予定価格があったものが、和栄は1万3,030円を提示してきた。この金額に対して疑問を持つのは当然のことである。この件に関して池谷町長のときに、関係者に対して尋問があったとされたが、込山町長あるいは室伏副町長はこれを受けたかどうか。

また、職員同士で行い、第三者は加わらなかったと答弁がありました。このように、無駄とも思えることをなぜしたのか。価格漏えいについて、また相当であると判決がないことの根拠をお示してください。漏えい価格がなかったという根拠を端的にお示してください。

○議長(鈴木 豊君) 答弁を求めます。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 再質問にお答えをいたします。

当時、町長、副町長は尋問を受けておりません。また、価格の漏えいに関してはなかったものはなかったということしかお答えできません。

以上でございます。

○議長(鈴木 豊君) 10番 菌田豊造君。

○10番(菌田豊造君) 4番目の質問に移ります。

判決の中の6争点1差止請求の適当性では、本件売却土地を含め、本件購入不動産全てについて、現在の所有権を町が所有するとされている。これに対してどのような対応がされたのか、お答えください。

○議長(鈴木 豊君) 答弁を求めます。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 当該不動産の売却は、小山町議会の議決を受け、正規の手続を踏んで契約を締結いたしております。

以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 再質問はございますか。

○10番(菌田豊造君) 私は、公有財産の取得目的は、行政目的があつてのことと認識しています。これはただ買って売るだけのことであつて、行政目的など何も達せられないうちに普通財産としている。こういうことは不動産屋さんのやることですけれども、町の見解はどのようなことでし

ようか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 再質問にお答えをいたします。

当該地はフロンティア推進区域における足柄S A周辺地区宿泊施設整備事業として、事業者が御承知のとおりホテル事業を営んでおり、スタジオタウン小山構想として映像制作の拠点となる小山フィルムファクトリーが設置されております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに御質問はございませんか。

○10番（藺田豊造君） 行政目的というのはどこにあるの。それは示されたと思っているわけ。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 再々質問にお答えいたします。

行政目的にかなっていると考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに御質問はございませんか。10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 次に、5番の質問に移ります。

町長は裁判所の尋問の中で、御自身はこの事業には一切関知してないと言って、この事業には2名の名前を挙げて、あたかもその人達によるものと言っていました。この漏えいはその者達と断定していいのでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） あくまでもこの取引の事業の担当者として2名の名前を挙げたものであります。先ほどもお答えいたしましたように、予定価格の漏えいはなかったものと断定をしております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○10番（藺田豊造君） 断定されるのは結構ですけど、まだ私にとってはこれらに含めてプロポーザルの審査委員のほかの5名がいます。この方にも知る権利があり、また、もしかしたら知らせる権利もあった。個人的にそれは違法ですけど、そういうことについてのお答えはどうでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 再質問にお答えをいたします。

担当として挙げられました2人の方は、予定価格を知ることができたとあるだけで漏えいしたと認定されたものではございません。また、繰り返しになりますが、漏えい的事实はありませんし、ほかの審査員5人には予定価格をあらかじめ伝えていたことはございません。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○10番（藺田豊造君） 何回も同じこと言っているけど、判決でもってそうやって断定されて、後から言うけども、これは取引無効だともされてんだよ。そんな平気な答えを言わないでください。

○議長（鈴木 豊君） 10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 現在その者達が町の重職になっているが、どのような見識を持って臨んでいるのか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 両名につきましては、それぞれ与えられた仕事を一生懸命努めております。以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問ございますか。

○10番（藺田豊造君） この事案に対しての彼らは重大な責任を負っていると思っています。価格漏えいがあったと認められるとされ、また、その土地の取引を無効とされる限りその責任を負うべきものと私は考えますが、では、この責任を誰が取るのか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員の再質問にお答えしたいと思います、特に責任を取る案件ではございませんが、最終的な責任は私にあると考えております。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） じゃあ7番に移ります。

原状回復は誰が見ても無理です。売却した土地は、小山町すなわち町民のものであると私は認識しています。受け取った金額を全て返却して改めて契約し直すという方が妥当であると思いますが、町の考え方についてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 繰り返しになりますが、当該地の売却は議会の議決を受け、正規の足を踏んでおりますので、契約の事務足をやり直すことは考えてございません。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○10番（藺田豊造君） 4の質問でも答えがありましたが、そもそも議決を経ているという理由は、裁判で土地取引が無効であるという限り、これは成り立ちません。瑕疵あるものを議会に提出したことこそ重大な議会軽視であり、また、冒涇であると思います。改めて当局の考え方をお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 再質問にお答えをいたします。

全くこれまでの回答の繰り返しとなりますが、漏えいの事実はなく、本契約は正規の足を踏んでおり、有効であると考えてございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問ございますか。

○10番（菌田豊造君） 現在、この同土地は金融機関の担保物件となっています。町民の財産であるとの考え方からするためには、しっかりとこれを解決するのが私は当局の仕事だと思います。しかしながら、今までの質問の答えを聞いてみますと、私の答弁に対してはそういった努力を怠っているとしか思えません。当局はこれをどのように解決すればいいのか、また、判決についてどのように受け止めているのか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 再々質問にお答えをいたします。

最初にお答えをいたしました。前町長時代に、そのままホテル事業者が事業継続をすると判断をしております。そのまま継承しているということでございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○10番（菌田豊造君） なぜ小山町の土地だって言えるの、これが。小山町の土地だってことは前の町政のときに、理事がしっかりとこれは小山町の土地ですよと言ってるんだよ。そういう答えを言ってんの。そのくせに小山町の土地が企業の担保物件になっている。これは矛盾しているんじゃないか。どう思うの。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 再々再質問にお答えをいたします。

あくまでも判決の主文に従って町は動いているということでございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○10番（菌田豊造君） 時間の関係でこれについてはまた。

○議長（鈴木 豊君） 10番 菌田豊造君。

○10番（菌田豊造君） 8の、これは答えなくてもいいですけども、町はこの事件の総括をしてない。今ずっと聞いているとおり。町民への説明責任を果たしてない。再び町政への不信感を持たれないよう工夫する、それにはどのようにされているか、これは自分達で考えてください。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（菌田豊造君） 答えは一緒だから。

○議長（鈴木 豊君） じゃあいいですね。

○10番（菌田豊造君） 不信感を持たれようにしてもらいたいということが第一だね。

○議長（鈴木 豊君） 10番 菌田豊造君。

○10番（菌田豊造君） 次に、バイオマス発電の熱売却について質問いたします。

私は3月議会においても、熱の売却を含め、この事業そのものに反対してきました。利益相反で民法108条に抵触すると言わざるを得ないからです。今回その指摘に対してどのように研究さ

れたのか、また、その回避のためどのような道を選んだのかを含め質問いたします。

1 番目の問題に入ります。

今年度始まって2か月であるが、運営の状況について、まずお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 菌田議員にお答えします。

木質バイオマス発電所の運営は、本年4月1日から5月31日までの61日間で、定期点検や清掃に要した時間を除き稼働率は87%で、順調に運営が行われております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○10番（菌田豊造君） この間のペレット燃料の購入量、購入金額、また発電量と売電金額について、お伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） ペレット燃料の購入量は14万650キログラムで、購入金額は587万9,170円となっております。また、発電については、木質バイオマス発電と太陽光発電を合わせまして、19万8,670キロワットの発電を行い、849万9,590円の売電収入がございました。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○10番（菌田豊造君） 580万円使って262万420円を得ていると言いますが、これはまだコンサルタント料やいろんなことが払われるから、まだまだ260万円から減ってくるのは当然だと。結構です。

○議長（鈴木 豊君） 10番 菌田豊造君。

○10番（菌田豊造君） 今年度より売熱に入りますが、いつ頃からですか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 売熱につきましては、供給先の設備調整に時間を要しており、開始時期は本年8月頃を予定しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○10番（菌田豊造君） フォレストサイクルとの、こういうのは試運転をしなきゃならないんだけど、そういう試運転調整は行っているかどうか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 試運転調整につきましては既に完了しており、問題なく熱供給ができることを確認しております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。10番 菌田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 次に、3番目の質問に入ります。

フォレストサイクルとはどのような契約、協定となるのか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 熱供給先とは売熱に伴う熱量の算定方法や単価、また故障時による損害の扱いなどを協議の上、明記し、契約書を取り交わす予定です。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○10番（藺田豊造君） このままの契約方法でいくと、公務員法の30条の内容にそぐわないものができてくるんじゃないかと言いますけれども、当局の御見解をお願いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 藺田議員の再質問にお答えさせていただきます。

地方公務員法第30条では、職員のサービスの根本基準を定めており、本事業を含め全ての事業の基準であるものと理解しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○10番（藺田豊造君） フォレストサイクルの経営者についてお伺いします。

フォレストサイクルの経営者は込山正一郎氏でよいのか、また、この方が相手先となるのか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 議員御承知のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 4番の質問に入ります。フォレストサイクルとの契約は利益相反と私は考えています。役場の考えはいかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員の質問にお答えをいたします。

藺田議員からは売熱に伴う契約は利益相反である旨の質問をいただきましたが、何を根拠に利益相反等になるのか分かりませんので、反問をさせていただきたいと思っております。議長、よろしゅうございますか。

○議長（鈴木 豊君） ただいま町長から反問の申出がありましたので、会議規則第63条の2第1項の規定により、これを許可します。なお、反問は質問趣旨及び政策的な意図を明らかにし、議員及び答弁者の相互の理解を深めるために行うものでありますので、御承知いただきたいと思っております。

町長。

○町長（込山正秀君） 菌田議員の質問である利益相反をしているとお考えですが、御質問の趣旨とお考えに至る根拠を明確にお教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 菌田議員、ただいまの反問に対して反問のあった内容に限って答弁をお願いします。

○10番（菌田豊造君） まず、これは町長とその御子息である込山正一郎氏との間の関係でありませう。小山町において、町長が今、バイオマス発電所の経営を行っているものと私は考えています。しかしながら、それを身内の長男の方に売るとなると、やはり法的関係ではこれを利益相反と言っています。私の根拠は、弁護士達、あるいは元会計検査院の局長までされた方にお伺いをしています。それが私の根拠です。

○議長（鈴木 豊君） 町長、御理解いただけましたか。

○町長（込山正秀君） 理解できませんが。もう一度、その辺のお考えをはっきりとお示しいたきたいと思ひます。私とその会社の社長、同居している親子という仲でございまして、何をもつてお互いの利益または損失を、そのなる過程を、その辺のあれが全く分かりませんが、一つよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木 豊君） 菌田議員、答弁を願ひます。

○10番（菌田豊造君） 一々答えているとあれですけども、利益相反というところの項目をよく読んでください。今、疑われているのは町政に対しての疑問です。身内が身内へと物事をやると、誰が見たってそこに利害関係あるいは情実が生じないというふうな潔癖なものがなければいけないんだ。そういうふうに疑われるかどうかということが利益相反に対する私は答えだと思ひています。

それ以上に言うのは、私がそれを断定したところが弁護士。そういう方々に私は3人尋ねました。公認会計士、検査員の方にも、元ですけども尋ねました。彼らは断定しています。

じゃあ町長にお伺ひします。いいですか。

○議長（鈴木 豊君） ちょっと待ってください。

○町長（込山正秀君） 反問の話だから。

○10番（菌田豊造君） 私はそういうふうには断定している。だから、それについては、まず法律についてしっかりと勉強してもらって、町長が自分が町長である限り町民に納得いくような説明ができなさいいけない。私達は町民として、町長の今の行動は、要するに身内から身内へとということが利益相反だという断定ができる。それに対して、しっかりと勉強してもらって、これの疑問のないようにしてもらおうというのが私は答えの一つだと思ひます。

○議長（鈴木 豊君） それでは、町長からの反問は2回までとなっておりますので、以上で町長からの反問を終了します。それでは、答弁を願ひます。

○町長（込山正秀君） 受注の供給先は、現在のところ株式会社フォレストサイクル1社のみであります。したがって他の事業者が不利益を被る状況にはないことから、利益相反には該当し

ないものと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○10番（藺田豊造君） これは重大な問題だからね。このことについて、町は法的な関係者への相談などを行ったのか。また、整合性をどのように考えているのか。今、町長は1社だけだから問題はないと。初めからだけど、そういうところへ持っていくというような考え方があったならば、それは1社であっても2社であっても同じです。その会社へ持っていくんだったら。

今、現実には、令和5年の3月に確かにあそこへ会社ができることは予算として決められていました。けどもそれは、まだ町長があなたになってから熱を売るといような話は一切ありませんでした、ただ会社ができるということで。それから町長になってから現在に至っています。こういうふうなことは単純に利益相反と言われる場面です。だから、法的関係はしっかり調べたのか、それについてお答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 今回の熱供給につきましては、令和3年度にフロンティア推進区域のうち、林業エリアにおける企業提案を募集し、事業者から発電所の熱を利用した木質燃料加工施設の提案があり、承認したところでございます。この売熱に伴う契約につきましては、小山町契約規則に基づき進めてまいります。また、法律的关系者との協議の必要性は考えておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） あまりも無防備過ぎだよ。

今度は5番の質問に当たります。同時に、小山町長等政治倫理条例違反にもなると私は考える。このままいけば政治倫理条例、要するに身内に対しての甘さ、これは町民に対して誤解を招く異事だと思う。それに対しての、（小山町長等政治倫理条例）第2条について、どのように考えていますか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 質問の意味が分かりません。

○10番（藺田豊造君） だから、町長はこのままいくと倫理条例違反に当たるのではないかと、どのような考え方なのかということをお伺いしたい。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） ただいま藺田議員から小山町長等政治倫理条例違反である旨の御質問をいただきましたが、何を根拠に条例違反でどうなるのか分かりませんので、反問とさせていただきます。よろしゅうございますか。反問をよろしいですか。

○議長（鈴木 豊君） ただいま町長から反問の申出がありましたので、会議規則第63条の2第1

項の規定により、これを許可します。なお、反問は質問趣旨及び政策的な意図を明らかにし、議員及び答弁者の相互の理解を深めるために行うものでありますので、御承知おきください。

町長。

○町長（込山正秀君） 菌田議員の御質問にある小山町長等政治倫理条例違反をしているとのお考えですが、御質問の趣旨とのお考えに至る根拠をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 菌田議員、ただいまの反問に対して反問のあった内容に限って答弁をお願いします。

○10番（菌田豊造君） 次の質問で私は質問しようとは思ったんですけど、第2条には高潔性が示されています。また、第3条の倫理基準においては、特定の者のために有利な働きをしない、取り計らいをしないというふうな趣旨が書かれています。私はこの趣旨にのっとると、やはりこのままでは倫理条例違反であると思っておりますので、それで、そのような質問をしました。

○議長（鈴木 豊君） 町長、御理解いただけましたか。

○町長（込山正秀君） ただいま答弁いただきまして、2条ですね、町民に対し自ら進んで高潔性を明らかにしなければならないという点と、3条の（4）業務委託契約及び一般物品納入契約等に関して、特定の者のために有利または不利な取り計らいをしてはならないということですね。特に、もう一度お伺いしたいのが、今の3条の（4）、この辺はどういうお考えか御説明をしてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁をお願いします。

○10番（菌田豊造君） まず、高潔性について、倫理条例の中において、町長自身が身内へと便宜を図って、今回そのような計画をするということについては、特定の者ために有利な計らいをしたと見られないか、そういうことについて私はお伺いしています。そういうことでないという確信を持っていると言えるなら言ってください。

○議長（鈴木 豊君） それでは、反問は二回まででございますので、以上で町長からの反問を終了いたします。

それでは、答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 小山町長等政治倫理条例違反になるとは考えておりません。今御答弁いただきましたけど、全く御心配は御無用でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○10番（菌田豊造君） 第2条で高潔性を示されるかどうかということがあるわけ。今、確かに反論しているけども、身内に対することに対してはもう少し厳しくなきゃ駄目だ、私はそういうふうには言っているわけです。それに対しての答えがない。これはいいです。言ったって同じだから。そういうふうなことで、まず町民に示すべきは高潔性なんです。そういうものが保てるかどうか、そういうふうなことでもって、私は質問しているわけです。やっぱりこれはしっかりと身内に対して鞭打つようなことをこととして、それで町に上げてくるのは事実です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○10番（菌田豊造君） 次に行きます。私はこのことについて再々質問します。

条例違反と認めるかどうか。そもそもこの事業に対しては、原料納入の際、私は、潜脱の方法がとられているとしか言いようがありません。この納入については潜脱の方法がとられている。それは利益相反を逃れるため。私は、森のエネルギー発電所が来たときに、そのままやった場合は利益相反になるよと言ったら途端に静東森林経営協同組合の方から取るようになった。こういうことをあからさまにやっている。だから前から質問してるんだよ。これを潜脱と言わない人はいないよ。もう一度これについてお答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） バイオマス燃料の調達につきましては、調達可能な複数の企業から見積りを徴収し、安価な企業と契約を締結しておりますので、議員御指摘には該当しないものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。10番 菌田豊造君。

○10番（菌田豊造君） 次に行きます。もともこの発電事業に対する町民の風当たりは強いものと私は認識しています。この事業を遂行したときの町民への感情、影響をどのように捉えているか、その対応について、お伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 売熱につきましては、熱供給体制が整い次第、実施してまいります。このことについて、町民の皆様には、地球温暖化対策や林業振興に寄与する事業として周知してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問ございますか。

○10番（菌田豊造君） 今、町民感情への影響を伺っていますが、フォレストサイクルと契約することで、町民の信頼が失われるという私は感じがしています。どのような方策が取られているのか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） フロンティア推進区域、湯船原地区の再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業に合致した企業であるということで、理解が得られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はございますか。

○10番（菌田豊造君） 再々質問です。利益相反の問題が解決されないままそのような回答できる根拠は何か。それを凌駕するようなものがあるのか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 再々質問にお答えさせていただきます。

発電所からの熱供給は公益性のある取組でありますので、議員御指摘の利益相反の問題としては捉えておりません。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○10番（菌田豊造君） 法的根拠があるかないかということをおもに弁護士にも相談しないで役場だけで決めている、私はそういうところに一番疑問があるわけ。私は弁護士からこれは利益相反になるよって聞いているわけ。だからもう一つ踏み込んで、弁護士からも聞いているし、公的な法的根拠があるんだということを示さなきゃ駄目なんだよ、こういう問題については。こういう問題がいつまでも続くと町民の不安がいつまでも続く。

これ以上の問題については次の質問に関わっていますから。

○議長（鈴木 豊君） 10番 菌田豊造君。

○10番（菌田豊造君） そもそもこの問題は法をどのように考えるのが第一課題だよ。経営的な運営を含む、そういうことを優先する考え方がコンプライアンスの欠如に至っているというようなことを認識しているかどうか、それについてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） バイオマス発電所の安定した運営を行う上で、売熱による収入が欠かせません。このことにつきましては、以前から議会でも取り上げておりますとおり、本町としましても、熱供給につきましては、速やかに実施すべきものと考えております。その一方で売熱の事務につきましては、先ほど述べましたとおり適正に進めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○10番（菌田豊造君） 再質問というよりも、何回も言うように法的根拠をちゃんと示してください、これについて。それができるかどうか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 法的根拠につきましては、全ての答弁におきまして地方自治法や条例規則等に照らし合わせております。

以上であります。

○10番（菌田豊造君） ありがとう。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○10番（菌田豊造君） 質問は終わりますが、一言言っておきたい。

今回の事業は、いいですか、町長の一番身近な方との契約であり、もっと慎重にすべきであるということは当然のことだと思っています。私の質問に対して法的根拠を一つも示していない。

法の上に成り立つものを身につけていなければ、たとえ数の論理で成り立たせても、それは砂上の楼閣であることに変わりはありません。職員の方々も地方公務員法の30条をよく読んで、しっかりとこれをかみしめてください。

質問は以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月20日金曜日 午前10時開議。

議案第51号から議案第55号までの5議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。並びに静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後0時00分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	鈴	木	豊
署	名	議	員	平	野	正
署	名	議	員	池	谷	元

令和7年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和7年6月20日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君  
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君  
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君  
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君  
13番 鈴木 豊君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	教 育 長	勝俣 純君
政 策 監	湯山 博一君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	小野 正彦君	経 済 産 業 部 長	岩田 幸生君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	教 育 次 長	大庭 和広君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
商 工 観 光 課 長	湯山 浩二君	都 市 整 備 課 長	遠山 洋行君
学 校 教 育 課 長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 杉山 則行君 議 会 事 務 局 書 記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君

閉 会 午前11時50分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第51号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第52号 小山町豊門公園の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第53号 小山町健康寿命を延ばそう条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 選挙第6号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第7 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第56号 工事請負契約の締結について(令和7年度 道の駅ふじおやま「ベーカリー」整備事業)
- 追加日程第3 議案第57号 工事請負契約の締結について(令和7年度 誓いの丘公園整備工事)
- 追加日程第4 議案第58号 工事請負契約の締結について(令和7年度 中学校体育館空調設備設置工事)
- 追加日程第5 議案第59号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告します。

副町長は公務のため、本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。

また、小山町議会傍聴規則第7条第4項の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 議案第51号 町道路線の認定について

日程第2 議案第52号 小山町豊門公園の指定管理者の指定について

日程第3 議案第53号 小山町健康寿命を延ばそう条例の制定について

日程第4 議案第54号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 議案第51号から日程第5 議案第55号までの議案5件を一括議題とします。

それでは、6月5日に、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 小林千江子君。

○総務建設委員長（小林千江子君） ただいまから、6月5日、総務建設委員会に付託されました4議案について、委員会での審査の経過と結果を御報告いたします。

6月13日、午前10時から会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長等が出席し、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第51号 町道路線の認定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 小山町豊門公園の指定管理者の指定についてを報告いたします。

委員から、指定管理者の決定において、公園の魅力発信と町民満足度が期待できたことを理由の一つとしているが、具体的にはどのような提案があったのか。との質疑に。

自主事業についてはカフェやラウンジのほか、会食プランや写真撮影サービス、ガイドウォークなど、文化や歴史、ロケーションを活かした様々な取組を実施するとともに、入館料では町民を無料とし、さらには指定管理料が町の見込んだ上限を下回り、町の財政負担の軽減につながる

提案でありました。との答弁がありました。

委員から、年間500万円の指定管理料では必ず赤字になってしまう。指定管理者がカフェの収入を充てる話があったが、それで十分足りるか。との質疑に。

町は年間500万円、4年間の期間で2,250万円の指定管理料を試算していますが、事業者は期間内で1,230万円であり、約1,000万円安価な提案をしてきております。収益を増やして賄っていき、十分見込みがあるとのこと。不足したから安易に指定管理料を上乗せする考えはありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第52号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、テーブル料金以外に利用者1人当たりの料金を課すことで、利用者数の減少や利用頻度の低下の懸念があるか。との質疑に。

施設の運営費、維持管理費を賄うための料金を設定しました。見直した分をサービスの維持向上に活用し、利用される方々に還元して、多くの人に利用いただけるよう検討していきたい。との答弁がありました。

委員から、今まで18時までであったところ20時まで営業するが、騒音や防犯面の配慮はされるのか。また、指定管理者のサービスの質の評価はどのように行われているのか。との質疑に。

住宅街で騒がない、花火や音の出ることをさせないなどの注意を、今まで同様しっかり利用者へ周知します。今回の指定管理者による管理を昨年度から導入していますが、アンケートでは施設及びサービスとも利用者の満足度は高い評価です。引き続き高い評価が維持できるよう努めてまいります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第54号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第1号）を報告いたします。

質疑に先立ち当局から、議会初日のふるさと納税自動販売機導入事業に関する答弁に対して、補足説明がありました。

自動販売機導入費用が、ふるさと納税寄附金額の5割以下とする募集費用に含まれるのかとの質疑に対して、今後のふるさと納税の増額により経費を吸収し、歳入の補正で対応するとの説明をいたしました。寄附金額の5割以下の経費の原則によって、このたびの自動販売機の経費も、経費5割以下の中に算定して対応いたしますと、修正の説明がなされました。

委員から、50%ルールを超える寄附金に変えないとバランスが合わないので、補正予算で寄附額を変えるべきだと思いがいかか。との質疑に。

当初予算上、歳入は10億円を見込んでいるが、現在の収入はまだ3,300万円ほどであり、今後の状況により収入及び経費を補正で対応することとなります。との答弁がありました。

委員から、まちづくり公社は町が100%支出して設立した株式会社であり、町とは独立した別の組織であるにもかかわらず、町が一般会計から自動販売機設置費用を出すのは矛盾がある。今回自動販売機の取得を主体となって予算を組んだ理由は、との質疑に。

ふるさと納税制度の実施主体は地方公共団体であり、小山町は事務の一部をまちづくり公社へ委託しています。実施主体である町が主体となって自動販売機を導入することに法的な問題はな  
いと考えています。との答弁がありました。

委員から、減価償却処理が可能な公社による取得ではなく、町が購入し、全額単年度で処理するのは、ふるさと納税指定制度の違反リスクを高めてしまうと思うがいかがか。との質疑に。

予算計上し、町が購入する理由は、第二世代交付金を活用するからです。今後、第二世代交付金が採択された際、内閣府等に相談し自販機の扱いについて決めていきます。また、5割の経費については、調整しながら制度から外されることのないよう努力してまいります。との答弁がありました。

委員から、自動販売機7機を単年度4,200万円で購入するのではなく、リースという考え方について伺いたい。との質疑に。

第二世代交付金の採択に当たりリースは対象外となるため、一括整備を進めていきます。との答弁がありました。

委員から、まちづくり公社は法人であるから、資本金2,000万円に対して、資金を借りるなら公社の代表取締役が銀行から借りて、町からは支出しない形を取るべきではないのか。との質疑に。

町は、ふるさと納税の事務をまちづくり公社へ委託しています。また、環境整備については、町が行うところをしっかりと区分していきたい。との答弁がありました。

委員から、今後新たな事業を起こすようなときに、その原価について町がやるのか、またはまちづくり公社に任せていくのか、その方向性は。との質疑に。

ふるさと納税の仕組みの中で運営ができるようであれば、任せるところもあると考えますが、現時点での方針は出ておりません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第55号は、賛成少数で否決すべきものと決しました。

なお、委員会終了後に、町道路線認定箇所町道5072号線、並びに小山町豊門公園の現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告いたします。

以上で、総務建設委員会に付託された4議案の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、6月5日、文教厚生委員会に付託されました2議案について、委員会での審査の経過と結果を御報告いたします。

6月16日、午前10時から会議室において、当局から副町長、教育長、政策監、関係部課長等が出席し、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第53号 小山町健康寿命を延ばそう条例の制定について報告いたします。

委員から、条例をつくる意味は何か。また、この条例は何歳くらいの人を目安としているのか。との質疑に。

静岡県では、平成28年に、みんなで取り組む健康長寿条例を施行し、県民一人一人の主体的な取組により、健康長寿日本一の継続発展を目指していることから、町も同様の理念や目的を掲げて条例を施行するものです。年齢については、健康寿命の期間です。健康寿命は介護を受けたり寝たきりになった期間を除く、0歳から自立できているまでの期間となります。との答弁がありました。

委員から、条例の裏づけ、いわゆる行動計画のようなものがセットで展開されるのか。との質疑に。

令和6年度に、人生100年時代構想委員会を設置し、町民が健康で長生きできるアクションプランを完成させ、条例でその一体的実施について記載しております。また、アクションプランでは、条例に掲げる町民の役割である、適度な運動及び適切な食生活、並びに社会活動への積極的な参加など、町民が自主的に健康づくりに取り組める内容を分かりやすくまとめています。以上により、アクションプランと条例をまとめて推進していくことを考えております。との答弁がありました。

委員から、地域団体や保健医療機関が計画的かつ効率的な事業の推進に努めると記述があるが、具体的な内容は。との質疑に。

地域団体の活動では、地域の任意団体がダンスの講師を呼んで体操や脳トレなどを自発的に行い、健康増進課の保健師や栄養士により健康出前講座や栄養指導などが同時に行われています。医療機関では、特定健診やがん検診、各種予防接種などを、行政と連携して、年間をつうじて計画的かつ効率的に事業を推進していることです。との答弁がありました。

委員から、条例第9条第5項の保健計画の計画期間をおおむね6年ごとに見直すとあるが、6年の根拠は何なのか。との質疑に。

小山町保健計画の計画期間は、国や県の計画と合わせているため12年です。中間見直しとして、6年で見直すこととしています。おおむねと付けていますのは、第6次小山町総合計画の策定が予定されているため、その整合性を図るために中間見直し時期をずらすことがあり、おおむね6年としております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第53号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第1号）を報告いたします。

委員から、予算書11ページ、部活動地域移行活動交付金10万円は、どのように使われる予定か。との質疑に。

現在、吹奏楽の合同部活動を実施しており、その楽器の購入に使われます。との答弁がありま

した。

委員から、予算書10から11ページの需用費を補正するに当たり、財源の内訳について、一般財源を減らし、その他に振り替えている理由は何か。との質疑に。

今回の補正予算歳入に計上した御寄附をいただいていることから、一般財源から特定財源のその他に財源の組み替えを行うものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第55号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会終了後に、須走地区町有診療所等整備工事箇所の現地確認と視察を実施しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された2議案の審査の経過と結果について委員長報告といたします。

○議長（鈴木 豊君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第51号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第52号 小山町豊門公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

9番 岩田 治和君。

○9番（岩田治和君） 議案第52号 小山町豊門公園の指定管理者の指定について、反対いたします。

反対の理由といたしまして、入館料収入が年間数十万円程度に対し、人件費を含む維持管理費は1,000万円を超え、収支のバランスが取れてない状況であります。さらに、人件費をかけてまで

入館料を徴収するのではなく、月に一度程度の無料開放日を設け、町民のさらなる理解が得られるように、一旦入館料を無料すべきと思われます。

また、今後、豊門公園を観光ルートに取り入れ、国指定の登録無形文化財を来日観光客等に、日本を紹介できる多くのイベント等を企画し宣伝すべき時期と考えます。

以上のことから、現状では指定管理者に任せるのではなく、内容をさらに熟成させることが必要と考えますので、この条例には反対いたします。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に対し反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 小山町健康寿命を延ばそう条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○5番(臼井光昭君) 議長、5番。

○議長(鈴木 豊君) 5番 臼井光昭君。

○5番(臼井光昭君) 本議案に対して修正動議を提出いたします。よろしくお願ひします。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) それでは、ここで暫時休憩とします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時42分 再開

○議長(鈴木 豊君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、5番 臼井光昭君から、令和7年度小山町一般会計補正予算(第1号)に対する修正動議が提出されました。修正動議の資料については既に配布されていますので、よろしくお願ひします。

本案に対しては、臼井光昭君ほか1名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。

この動議は、議員定数の12分1以上の発議者がありますので、地方自治法第115条の3の規定により成立しました。

ここで、修正案を本案と併せて議題とし、提出者からの説明を求めます。5番 臼井光昭君。

○5番(臼井光昭君) 討論の前に動議を提出いたしました。

議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第1号)に対して、地方自治法第115条の3及び小山町議会会議規則第17条第2項の規定により、修正の動議を議題とするため別紙の修正案を添えて提出します。

令和7年6月20日。発議者、小山町議会議員、臼井光昭、藺田豊造。

初めに、予算書の修正案箇所を申し上げ、次に修正動議の理由を説明いたします。修正は、補正予算書2ページの第1条、歳入歳出予算にそれぞれ4,331万3,000円を追加するところを、4,200万円減額し、131万3,000円とし、歳入歳出予算の総額を148億8,131万3,000円とします。

次に、予算書3ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入、16款国庫支出金2項国庫補助金の補正額2,135万7,000円を2,100万円減額し35万7,000円とし、20款繰入金2項基金繰入金の補正額

2,100万円を2,100万円減額し0円とし、歳入合計の補正額4,331万3,000円を4,200万円減額し131万3,000円とします。同表、歳出、4ページの2款総務費7項企画渉外費の補正額4,200万円を4,200万円減額し0円とし、歳出合計の補正額4,331万3,000円を4,200万円減額し131万3,000円とするものです。

なお、この修正に伴う予算に関する説明書の内容につきましては、修正案の参考に記載のとおりですので、お目通しをお願いします。

次に、減額修正案の動議の理由を説明いたします。

令和7年度小山町一般会計補正予算に計上された、ふるさと納税自販機導入事業については、その妥当性に重大な疑義があるため、当該予算項目を削除する修正動議を提出するものであります。

まず、本事業は町が全額を一般会計から支出し、購入した自動販売機を株式会社まちづくり公社おやまに無償で貸与するという内容となっています。しかし、(株)まちづくり公社おやまは、ふるさと納税のさらなる推進を目的として、町が経営的判断や財務責任を持ちにくい分野について、民間的手法や専門人材を活用し柔軟に取り組むために設立された別法人であります。それにもかかわらず、今回の事業においては、(株)まちづくり公社おやまに投資判断や経営責任を担わせず、町が主導で機器を購入・設置するという構図となっており、(株)まちづくり公社おやまの本来果たすべき経営的自立や主体的運営の意義が著しく損なわれております。これは、株式会社という法人形態が前提とする経営の自立性や責任の所在明確化という基本的な制度趣旨にも反するものであります。

次に、本事業に関しては、4,200万円という巨額の初期投資が必要であるにもかかわらず、導入による寄附増収の見通しや維持管理に係るランニングコスト、さらには費用回収の年数といった事業採算性に関わる基本的な情報が一切示されておられません。さらに問題なのは、このように予算化された段階において、自動販売機を(株)まちづくり公社おやまの資産として計上するのか、減価償却をどう扱うのかといった処理について、「今後、(株)まちづくり公社おやまの税理士と相談して決める」といった答弁があったことです。これでは、事業構造や会計処理を明確にしないまま予算だけを先行させた拙速な判断と受け取られても仕方がありません。

加えて、ふるさと納税制度には、総務省通知等に基づく「募集関連経費は寄附額の50%以内に収めなければならない」というルールがあります。本件において町が支出する4,200万円がこの経費に該当する可能性が高いにもかかわらず、当局からはその判断基準や超過時の対応策について具体的な説明が一切ありませんでした。今後、寄附額が想定より伸びなければ、当該経費が経費率の上限である50%を超過する危険性が高く、総務省から指定除外団体に指定されるおそれもあります。もし制度違反と判断された場合、ふるさと納税制度の対象から最大で2年間除外される可能性があり、仮にその間、寄附が停止されれば、令和6年度実績に照らして最大約20億円規模の寄附が失われるおそれがあります。現在、全国の自治体がこの制度に注力しており、競争は激

化の一途をたどっています。このような厳しい競争環境において、町が制度違反による除外措置を受ければ、その影響は極めて大きく、町の信頼と財政基盤を著しく損なう結果となることが強く懸念されます。

以上の理由により、本補正予算案のうち、ふるさと納税自販機導入事業にかかる予算については削除すべきであると判断し、本修正動議を提出いたします。

○議長（鈴木 豊君） 提出者の説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております修正動議に対し、反対の立場から討論いたします。

4年前に会派要望として、ふるさと納税自販機の導入を要望した経緯がございます。当時、御殿場市では既に数か所に導入されておりました。また、ほかのゴルフ場の多い自治体では、現在でも導入を推進しているところでもあります。

当時の説明では、町の経済負担が大きいことを理由としておりました。今回は、次世代交付金を見込み、公社では次世代交付金の申請ができないため、町の補正予算に計上したと説明を受けております。町民の負担を抑え、進めようとしているところでもあります。

ふるさと納税寄附は、町の貴重な財源でもあります。当局の提案を支持し、修正動議への反対討論といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議に賛成の討論を行います。

内容は、ふるさと納税を増やすために、新たに役場が4,200万円を投じてゴルフ場に自動販売機を導入しようとするものでございますが、これについては、役場の計画性のなさ、あるいは不適切な会計処理などから反対いたします。この予算を撤回することを求める動議に賛成するものがあります。

令和7年度予算では、10億円の寄附を見込んで、必要経費として50%の5億円を株式会社へ委託料を払う予算が成立したばかりなのであります。ところが、寝て起きたら、役場自身が自力で4,200万円を支出することにする。本来は鳴り物入りでスタートさせた会社の業務ではありませんか。これでは、立派な形容詞を付けても、株式会社まちづくり公社おやまには自主性はなく、単なる役場の下請企業であります。

この4,200万円も、正確な予算であるかは疑問であります。自動販売機の台数も確定しておらず、設置に必要な諸経費も積算していないのではありませんか。

予算措置に関しては、ふるさと納税に係る経費は4,200万円増えたわけですから、収入は8,400万円増えなければ、国の経費率50%を超えることとなります。この予算が成立した時点で、国から示された50%ルールを破っていることとなります。

役場はあまり関心がないかもしれませんが、役場を退職して退路を断って株式会社へ就職した職員は、国からルール違反でふるさと納税の対象から除外されたら収入が2年間途絶えるばかりか、多額の負債を負うことにもなりかねません。不確実な寄附金頼りでありますので、その確率は少なからずあります。

新しくつくった株式会社に任せておけば、会社法に基づいて、支出を大幅に削減してこのシステムを導入できたのではありませんか。役場では取り得ない手段、償却資産にするとか、会社ならできる方策があるからこそ、株式会社まちづくり公社おやまを立ち上げたのではありませんか。税金から100%、2,000万円を出資して立ち上げた株式会社であるのに、彼らの自主性を活かさず結果責任を負わせることになる、この補正予算は撤回されるべきであります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 私は、議案第55号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第1号）修正の動議について、賛成の立場から討論いたします。

先ほどの牧野議員の討論と重複するところもございしますが、賛成の理由として、誤った予算措置であることを提起させていただき討論いたします。

本会議初日の議案提案時に私が質問させていただきましたが、今回、自販機を導入することによって総務省が定めるふるさと寄附金の額の、返礼品3割、必要経費2割、それぞれ合わせて50%以内に収めるという、いわゆる5割ルールの基準を超えることとなり、町は国が定めるルールに合致するための予算措置を講じない、この点について異議があります。

この補正予算で、4,200万円を必要経費として新たに計上するわけですから、5割ルールにのって導入額の単純には倍の金額の8,400万円の寄附金収入相当額を、歳入の当初予算額10億円に加えて増額補正する必要があるわけです。そして、その10億円の当初予算額も、株式会社まちづくり公社による魅力的な返礼品の開発、販路拡大へと、公社の腕の見せどころになるわけですが、さらに寄附金募集額のハードルを上げることにもつながってきます。見込みはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

また、この8,400万円の歳入予算計上を怠ったというのであれば、指摘があった時点で修正できたと思います。しかしながら、実績ベースにより5割ルールをクリアし、今後の補正予算で対応するという町の姿勢は理解できませんし、じゃあ予算って何なのか、何を根拠としての予算な

のかと思うのであります。

先日、総務省から、長野県須坂市、岡山県吉備中央町がふるさと納税制度のルールに違反したとして、制度の対象から除外されたニュースがありました。過去にも小山町もルール違反をして「あざとい町」と呼ばれ、この洗礼を浴びています。

役場本庁舎 1 階2, 600万円余の備品購入に係る一者随意契約に加えて、本件についても自治体財政事務の基本を守らない今の小山町は、きちんと襟を正すべきであります。

以上のことから、私は本議案を認めることはできません。

これで、修正の動議に賛成の立場としての討論を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号の修正案に、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 可否同数と認めます。地方自治法第116条第1項の規定により、議長が議案第55号の修正案に対して裁決します。

議案第55号の修正案については、議長は否決と裁決します。したがって、議案第55号の修正案は否決されました。

次に、議案第55号について討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する総務建設委員長の報告は否決、文教厚生委員長の報告は可決です。したがって、原案について採決します。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 可否同数と認めます。地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。

議案第55号については、議長は可決と裁決します。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時06分 休憩

---

午前11時16分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 選挙第6号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（鈴木 豊君） 日程第6 選挙第6号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされております。

このたび、市長から選出すべき議員のうち3人、市議会議員から選出すべき議員のうち3人、町議会議員から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、市議会議員区分及び町議会議員区分において、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

○議長（鈴木 豊君） ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に、池谷 元君及び石原和美君を指名します。

候補者指名表を配ります。

（候 補 者 指 名 表 配 布）

○議長（鈴木 豊君） 候補者指名表の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長(鈴木 豊君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は、投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(鈴木 豊君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(鈴木 豊君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

池谷 元君及び石原和美君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(鈴木 豊君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

有効投票 12票

無効投票 1票

有効投票のうち

笠井政明君 6票

平野正紀君 6票

以上のおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

---

日程第7 議員の派遣について

○議長(鈴木 豊君) 日程第7 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配布しましたとおり、7月11日に静岡市で開催されます静岡県市町議会議員研修会に全議員を、7月31日に沼津市で開催されます6市4町議会議長連絡会に副議長を、8月21日の町内行政視察に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員の派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員の派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第56号 工事請負契約の締結について(令和7年度 道の駅ふじおやま「ベーカリー」整備事業)、議案第57号 工事請負契約の締結について(令和7年度 誓いの丘公園整備工事)、議案第58号 工事請負契約の締結について(令和7年度 中学校体育館空調設備設置工事)、議案第59号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての合計4件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第59号までの合計4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配布されておりますので、よろしくお願ひします。

---

追加日程第1

町長提案説明

○議長(鈴木 豊君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第56号から議案第59号までの4件について、提案説明を求めます。町長。

○町長(込山正秀君) 今回、追加提案いたしますのは、工事請負契約の締結3件、条例の改正1件、合計4件であります。

初めに、議案第56号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和7年度 道の駅ふじおやま「ベーカリー」整備事業の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和7年度 誓いの丘公園整備工事の請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和7年度 中学校体育館空調設備設置工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 小山町特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例についてであります。

本案は、今月4日に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布・施行されたことに伴い、改正後の法律の基準に準じ、選挙長等の報酬日額を改正するものであります。

以上であります。

---

追加日程第2 議案第56号 工事請負契約の締結について（令和7年度 道の駅ふじおやま「ベーカリー」整備事業）

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第2 議案第56号 工事請負契約の締結について（令和7年度 道の駅ふじおやま「ベーカリー」整備事業）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（岩田幸生君） 議案第56号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は2ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度 道の駅ふじおやま「ベーカリー」整備事業の工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本事業は、道の駅「ふじおやま」の機能強化及び農村活性化センターの業務効率化を目的とし、必要な調査・測量・設計・施工及び法手続について、設計・施工一括発注方式により整備するものであります。

主な事業内容は、ベーカリー等の新築、デジタル技術を活用した掲示板やキャッシュレスレジシステムの設置、農村活性化センターの一部の模様替えなどを実施するものであります。

本契約の締結に当たっては、設計・施工一括発注による公募型プロポーザル方式を採用し、去る6月12日に外部有識者を含む優先交渉権者選定審査会を開催し、町内1者による技術提案書に基づくプレゼンテーション、ヒアリング及び審査を行い、臼幸産業株式会社を優先交渉権者として選定いたしました。

契約金額は、見積金額7,272万円に、消費税等相当額727万2,000円を加えた、7,999万2,000円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和8年3月19日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第3 議案第57号 工事請負契約の締結について(令和7年度 誓いの丘公園整備工事)

○議長(鈴木 豊君) 追加日程第3 議案第57号 工事請負契約の締結について(令和7年度 誓いの丘公園整備工事)を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(清水良久君) 議案第57号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は7ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度 誓いの丘公園整備工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、小山町竹之下地内の誓いの丘公園において、利用者の利便性の向上及び良好な富士山の眺望と既存の施設に調和する公園の整備工事を実施するものであります。

工事の主な内容は、富士山を望む景観に調和した鉄骨造木板張りの展望デッキ1か所、駐車場及び通路舗装工1,020平方メートルを施工するものであります。

工事入札は、去る6月17日に、町内業者4者による指名競争入札を執行したところ、大幸建設株式会社小山営業所が6,300万円で落札決定し、消費税相当額630万円を加え、6,930万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和8年3月25日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第4 議案第58号 工事請負契約の締結について(令和7年度 中学校体育館空調設備設置工事)

○議長(鈴木 豊君) 追加日程第4 議案第58号 工事請負契約の締結について(令和7年度 中学校体育館空調設備設置工事)を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長(大庭和広君) 議案第58号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は9ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度 中学校体育館空調設備設置工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、体育館での運動時における熱中症対策、災害時において避難所として活用される体育館の避難所機能の強化のため、町内の中学校3校の体育館に空調設備を設置するものであります。

工事の主な内容は、各中学校とも、室内機を12台、室外機を4基、ガスバルクタンク1基を設置するものであります。

工事入札は、去る6月17日、6業者による指名競争入札を執行したところ、株式会社フジモトが1億6,150万円で落札決定し、消費税相当額1,615万円を加え、1億7,765万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定日は、令和8年2月28日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第5 議案第59号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第5 議案第59号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第59号 小山町特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は13ページからになります。

今月4日に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布され、同日施行されました。

法改正の内容は、昨今の物価の変動等を考慮し、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額の改定を行うものであります。

本条例は、改正後の法律の基準に準じ、選挙長などの報酬日額を改正する必要があることから、条例改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、選挙長及び開票管理者の報酬額を1万800円から1万2,200円に、投票管理者の報酬額を2万5,600円から2万9,000円に、投票立会人の報酬額を2万1,800円から2万4,800円に、開票及び選挙立会人の報酬額を8,900円から1万100円に、それぞれ改正するものであります。

なお、この条例の施行日は公布の日であり、来月28日に任期満了となる第27回参議院通常選挙から適用されます。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） こちらの改正により、日額が増額される対象の人数をお聞かせください。また、当初見込んでいた予算はお幾らであり、またそれがどのように変更されたのかもお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

こちらの見込んでいる人数なんですが、各投票所の投票立会人の人数ですが、投票立会人につきましては、各投票所交替制を取っておりまして、1投票所当たり4名程度を見込んでおります。中には、交代しないで一日立会人をやっていただける方もいらっしゃいますので、正確な人数は現在区長会等をお願いをして推薦をいただいているところがございますので、正確な人数につきましてはまだ集計がまとまっておりませんので、お答えできません。

あと、当初見込んでいた金額ですが、現在手元に資料がございませんので、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和7年第3回小山町議会6月定例会を閉会といたします。

午前11時50分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	鈴	木	豊
署	名	議	員	平	野	正紀
署	名	議	員	池	谷	元